

日本建築協会 発行

復刻版

建築と社会

第78巻

第26集第1号～第26集第7号(昭和18年1月～7月)

不二出版

復刻にあたって

一、原本の誌名は次のように変遷している。

『関西建築協会雑誌』（大正6年9月～7年12月）

『日本建築協会雑誌』（大正8年1月～8年12月）

『建築と社会』（大正9年1月以降）

一、表紙を若干縮小して収録したことがある。また、原本が断裁されているため、不完全なものがある。

一、断裁による不完全な文字は組み直したものがある。

一、表紙の刷色は一色に統一したため原本とは異なる。

一、口絵はカラーの頁も全て黒一色で印刷した。

一、「会報」の通頁には乱れがあるが、原本のままとした。

一、各集ごとの「総目録」は、発見できたものに限り、該当集の第一号の前に収録した。

一、裏表紙は、『第一集第一号』に限り収録した。

一、目次の発行日は、奥付に記されたものを採用した。

一、前付広告の一部及び後付広告は収録しなかった。「広告見出し」「広告目次」および「掲載広告一覧」（復刻に際し新たに組み、付け加えた）を参照して頂きたい。

また、広告頁には独自の頁が付けられているため、本復刻版の広告頁の頁は一貫していない。

一、本復刻版は日本建築協会所蔵の原本を使用した。

（不二出版）

【第78卷目次】

第26集第1号 昭和18(1943)年1月1日発行

第26集第2号 昭和18(1943)年2月1日発行

第26集第3号 昭和18(1943)年3月15日発行

第26集第4号 昭和18(1943)年4月15日発行

第26集第5号 昭和18(1943)年5月20日発行

第26集第6号 昭和18(1943)年6月20日発行

第26集第7号 昭和18(1943)年7月15日発行

大正8年8月14日 第8種郵便物認可・昭和18年6月15日印刷納本・昭和18年6月20日發行（毎月1回1日發行）

建築と社會

第26輯 第6號

昭和18年6月1日

6

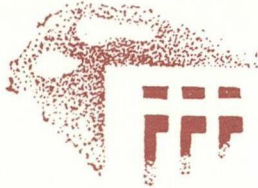
社 團
法 人

日本建築協會

專 賣 特 許

ローアス

セメント防水剤



ローアス防水工法責任施行

岡城化学工業株式会社大阪営業所

大阪市西區京町堀一丁目 (電)土佐堀(44) 825 3825

東京営業所 東京市渋谷区金王町五 (電) 青山 3810

広島営業所 広島市数院町一八 (電)中(2) 1344

満洲国總代理店 株式会社 大信洋行建材部

株式會社

清水組

本店
大阪支店

東京市京橋區寶町二丁目一番地
電話市橋代表四一八一・五一八二番地
大阪市西區土佐堀通二丁目二番地
重話土佐堀六六三・六七九一番地

支店
出張所

株式會社

滿洲

札幌、名古屋、京都、福岡、臺北、京城、北
横濱、上海、新瀉、仙臺、金澤、神戶、高松
廣島、吳、下關、小倉、長崎、熊本、高雄、
釜山、天津、青島、濟南、石家莊、張家口、
大同、南京、漢口、廣東、清津
新洲、特別市、八島通一二番地
電話三六八
大連、奉天、遼陽、安東、鞍山、其ノ他

株式會社

鴻池組

本店

大阪市西淀川區傳法町北三丁目六七番地
電話代表此花 四四三一番

株式會社

出張所
營業所

東京市名古屋、松江、函館、清洲、神戶、京都、米子、福岡、滿洲國新特別市興安大路二一八號
電話代表新京② 六五二七番
奉天、海城、牡丹江

商標登錄



東洋被覆鋼板製造所

所長 津村芳三

本社及工場

尼崎市大物北口(阪國電停前)電尼七六・四六番

東京出張所 東京市日本橋區通二(大同生命館内)
東京工場 埼玉縣蕨町(蕨驛前)
廣島出張所 廣島市袋町六番地(富國館内)
北京出張所 北京內四區西四北小拐棒胡同廿四號
滿洲販賣店 大連市 株式會社 福昌公司

特許耐酸被覆東洋被覆鋼板製

- 屋根被覆 其他特殊建築屋根材料
- 排水ダクト・大島式通風器
- 防空換氣遮光裝置・新製屋根材セラクタイト

設計製造責任施工

建 築 と 社 會

第26輯 第 6 號 昭和18年 6 月發行

六 月 號

目 次

戦争と建築藝術	木村素衛	(2)
藝術の尺度的効果と建築様式	寺門四志猪	(5)
新秩序建設期の建築政策	小泉嘉四郎	(10)
建築學徒の今後の抱負	富岡洋治	(12)
戦時建築規格に就て	横山不學	(14)
建築規格	川勝健二	(20)
工作物築造統制規則	岡田達彌	(23)
大型焼夷彈實驗	竹内佐平治	(30)
防空空地及空地帶	吉田信武	(37)

☆紫 烟 室☆

が ん で ん	山口正	(41)
南方建築様式の確立	谷口正久	(44)

☆ス ケ ッ チ☆

岡寺から石舞臺へ	岩佐信也	(1)
會 報		(47)

三星印



設計

施工

三星印岩綿製品

防音・保温・耐火装置

三星岩綿ブロック構成の防音装置は爆音に耐へる吸音率を有す

大阪市北区中之島五ノ三〇

大阪田島應用化工株式會社

電話土佐堀(44) 1323.5682.6221.7294

東京市神田區岩本町三番地

三星産業株式會社

電話浪花④0072番

會 告

七 月 例 會 豫 告

七月例会として新釘打構造に関する講演會を開催の豫定で目下準備中であり
ります。

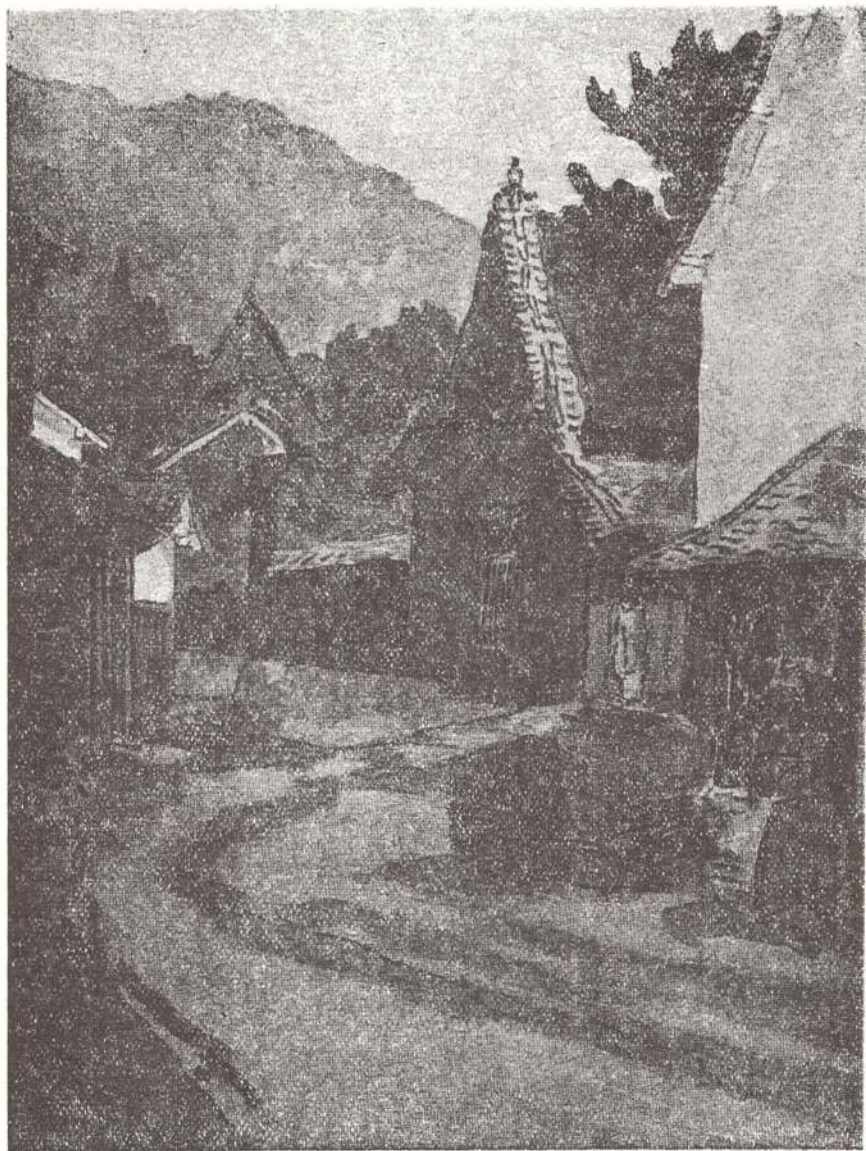
就ては詳細本誌七月號に會告し以て御通知に代へますから御覽の上何卒多
數御來聽あらんことを希望いたします。

近日發行の市街地建築物法令に就て

長らくお待たせしました**昭和18年度市街地建築物法令**が愈7月上旬發行の
運びとなりました。これ偏に關係官廳技師各位の御援助による處であります
就ては4月號本欄で定價65錢と豫告致しましたが、御承知の今般實施されま
した、製版印刷及び製本代に『特別行爲税』を課せられる事になりましたが
現在のところその特別行爲税相當額及び定價が未定であります。既に御申込
の各位には恐縮ですが、其點御諒承の上、同税相當額及び定價決定次第御通
知致しますから、御拂込の程願申上ます。

昭和18年6月

社團法人 日 本 建 築 協 會



岡寺から石舞臺へ

繪と文 岩佐信也

飛鳥の地方はその昔飛鳥の京とて都のあつた所であつたが、今も尙思出の多い所である。萬葉の歌人たちがそゞろあるきをしたのも此のあたりであつたらう。石舞臺も其頃の貴き方の墳墓ときくが、今は其石廓を残すのみで誰のとも知るよしもない。幾千年の年月は流れて華かなりし都の面影は苔むす墓標や、出土の瓦にのみ名残を止めて居る。いつの頃から建初められたか大和にのみ大和棟と稱する農家は「ウダチ」も高く目立つて建てられて居る。此の繪は岡寺口から其石舞臺への道すがら見る大和棟の農家である。 (筆者は 關西急行電鐵技師)

重力とそれに反抗しそれを支へる力、この二つの力の組合つた均衡や調和から建築は成立する。ショペンハウエルは彼の *Die Welt als Wille und Vorstellungen* のなかで、さう云ふことを云つてゐたと思ふ。そのとき彼自身は重力とそれを支へる抵抗力と内的本質を二つの相反する意志であると考へた。本質の世界に於けるこのやうな意志の闘争が現象として時間と空間との世界に現はれたもの、それが即ち建築にほかならない。一高等學校へ入學した年に讀んでその後再び續いて見ないこの著者の言葉について、今くわしいことは何一つ想ひ出せないのであるが、ともかくこの意志の形而上學者、一苦虫を嚙みつぶしたやうな肖像畫を残してゐるフランクフルトのこの哲人は建築に對してこのやうな洞察を展開してゐるのである。今彼をさまざまな面から批評しようとは思はないが、ただ彼が建築を形成する構造、原理を意志に求めたことと、そして建築をそれを取圍む環境から取りいだしてそれ自身として云はば内在的な立場から考察してゐると云ふことと、一この二つを特にここに注意しようと思ふ。

建築の本質は併しこのやうな立場からは正しく把握され得ないと思ふのである。意志がここに持ち出されたことは、輕々しく見過されてはならないであらう。併し建築の構成原理として深くその根柢に働く意志は落下しようとする梁とこれを支へる柱との力の均衡と云ふやうな、建築そのものの内部に於て互にからみつく意志であるのではなく、却つて環境に對して働らく人間の生活意志であるのでなければならない。生命はもともと環境のうちにをり、それとの聯關に於てのみ自己を維持する。生活意志がみづからにとつて外なるものとしての環境と取り組むところ、一意志と自然との生活交渉が作り出す一つの技術的構成、それが

建築である。かう云ふ風に考へられないだらうか。だから建築を環境から引き離してそれ自體として考へ、その内在的機構の本質を意志的聯關に求めると云ふやり方は、何と云つても一つの抽象的な考へ方であると云はなければならないだらう。建築の藝術性は、自己を主張する生活意志がみづからを包む外なるものとしての環境に行く手を阻まれて折れ返るところ、そこに意志自身の自己反省として働く技術的知性の創造的構成が同目的的な展開を示すとき、このやうな構成的展開に沿つてみづからを發展せしめる構想的感情の獨特の領域に於て成立するのである。カントがその美學に於て指摘してゐるやうに、建築美は同目的構成に附隨する美として附庸美 *anhängende Schöuheit* の一つであり、その構成の根柢には目的意志が本質的なものとして働いてゐるのである。建築はだから生活意志と環境の自然との間の云はば函數的展開である。——函數的展開としての一つで有機的統一形態なのである。そこには意志の自己反省として知的構想力がみづからを展開し、そしてそれを骨法として美的構想力が働くところに建築美が成立するのである。否、優れた建築家にとつてはこの二つの構想力は別々のものとしてでなく綜合されて一つのものとして働くのでなければならないであらう。

私は曾て上田から菅平へ通ふ道を途中から左へ折れて杖突峠に登り、そこから鹿澤温泉の方へ出たことがある。そのとき峠を下りきつた邊りでひどく目を引きつけた一群の民家があつた。その構成が私には全くめづらしく、足をとどめて暫らく見つめてゐた。折から通りかゝつた百姓に頼んで彼等の家の内部を見せて貰つたりした。汚い家だからと云つて容易に見せて呉れなかつたが、私がこの近在のものでなく非常に遠方から來た旅行

者であると云ふことと、家の仕組みが見たいだけなのだと云ふことを説明して、漸く見せて貰ふことができた。これらの家には、茅葺の二階屋根がその南面に於て極めて特徴のある垂直的な美しい縦断面を示して、高い三角形の切り口を陽に向つて開いてゐると共に、その一階の天井床が巧みに底の様になつてその下がずつと深く切り込まれ、そしてしつかりした柱でそれが支へられ、その底の下に廣い土間が開かれてゐるのである。どの家を見てもまことに美しい構成であつた。併しこの様な構成がどこから起つて來るのであるか、最初は解らなかつた。何にしても奇妙に探索をそそのかすやうな形なのである。色々考へてゐるうちに、農業と養蠶とがこの部落の生業であり、そして長い冬の深い雪のなかに生きて行かなければならない風土的制約のもとにそれが置かれてゐると考へついたとき、この築構の必然性をすつかりのみ込むことができた。生きるための仕事の性質と風土との間に成立する意志の函數的展開がこの建築様式を決定して來てゐるのである。雪のために屋根の勾配を強くしなければならないこの茅葺では、よく陽のはいる高い窓を設けるためには茅葺の一角を殆ど垂直に縦斷してそこにたけの高い二等邊三角形の面を切り開くほかに道がないのである。一階の室を深く引つ込ませることに依つて雪の積る心配のない庇を充分に作り、冬の雪やその他の時の雨を避けながらその下の土間に通風と南の陽とを思ふ存分に受け入れることが、色々な百姓仕事に如何に便利であるかは云ふまでもないことであつた。意志を知性とのこのやうな構築の上に極めて素朴な美的感覺が参加するところに、これらの家々の感嘆すべき淳樸な美しい線や面が現はれてゐるのである。

仔細に點檢する人は、土地土地に依つて家屋のさまざま部分について他の土地に比較して些細な變化が行はれてゐることをよく見出すであらう。一見それらの變化はどうでもよいことであり、従つて他の土地の風をそれに置きかへることも異議なく可能であるやうに見える。併しそうした掟外れをやつたとき、やがてはそこに必ず思ひがけない破綻が來るものであると云ふことを私に語つてくれた或る建築學者がゐる。極く僅な事でも、そ

れはその土地での長い經驗とさまざまな工夫との後漸く落ちついた結果なのであつて、滅多には動かすべからざるものなのである、と彼は云ふのである。

北京の紫禁城を昨年の秋毎日見てゐた。またこの古典の香りの豊かな都のいくつもの城門や、素晴らしく高い天壇の構築などを見ながら考へてゐた。曾て一寸書いたこともあるが、これらの建物は極めて大きく、そして聳えるやうに高い。併しその大きさと高さとも拘らず、その大きさには深さがなく、その高さには崇高さが見られないのである。深さのない大きさ、崇高さのない高さ、——それは一體何であるのか。私はこの問題を考へ考へ北京の街を歩いてゐた。權力！——或る日閃きが通つた。北京王城はまさしく權力意志の象徴なのである。或るとき古都の城壁を出て、城外から再び都城へ向つて歸つて來たことがあつた。外域の人には昔からしてこの都城を目ざして遙々と外からやつて來たのであつたらう。中原の鹿を射とめた王者の權力意志とこれを取りかこむ外域の環境との政治的意力の聯關——そこにこの王城建築の様式が決定されて來るのではなかつたか。ここにも意志とその環境との間の函數的展開がある。

私は上海で逢つたケムブリツヂ出身の或る中國の學者に問はれるままにかう云ふ印象を打ち明けたことがある。彼はケムブリツヂで講師をしたこともあり、事變迄は中國で或る大學の教授をつとめてゐた若い學徒である。紫禁城を權力意志の象徴であると云つてのけたことは併し、この學徒にとつて是認を回避し難かつたと同時に少し辯護の衝動が起つたものらしかつた。いづこの王宮も同様である。歐羅巴に於ても屢々見られるところである、と彼は語つた。私はその時日本へ來たことのないこの學徒を前にして黙つてその言葉を聞いてゐたが、心の中には東京の皇居のイメージが遙々と起つて來た。それは云ふまでもなく江戸城のあとであり、徳川の制覇の象徴として見らるべき充分な意味をもつて居り、而もそれは單に政治的權力の所在を具象的に見せたものであるばかりでなく、同時にまた軍事上の城でもあつた。それにも拘らず江戸城の景觀に於て我々が見出すものは、

決して單なる権力の象徴と云ふ如きものではない。そこには静な奥ゆかしさ、深い内面性、森嚴なる崇高性などが、緑に深々と包まれた白い壁や黒い屋根瓦などの構築のうちに、見まがふべくもなく見られるのである。強い力は決してそこに露出されてはない。却つて簡素と優美とが一切を包んでそこに鎮つてゐる。限りなく深い内面性がそこにあり、傲ることを知らない崇高性がそこに鎮もり薫つてゐる。日本人は國內統一の政權を握り幕府を建設しても尙、あのやうな建築を生みだす國民なのかとその後屢々思つたことがある。

江戸城は日本の城の歴史から云へば近世式の城廓建築に屬する。もとより戦争に直接關心をもつた構築である。我國の城の建築が天守閣を聳在的中心として、石垣を積み重ね内外の壕をめぐらして一つの様式を整へ始めたのは、たしか戦國のづつと末室町末期であり、そしてこの様式の築城が續いたのは天正、文祿、慶長の頃であるらしいから豊織時代から徳川の初期へかけてであつて、比較的短い時間に突如として興り、信長に依つて忽ちにして完成の域に進み、そしてそのまま格段新しい變化にも發展にも出ないで、城廓建築そのものがその後は大體打ち絶えてゐるらしい。私が既に見たのは名古屋城、姫路の白鷺城、岡山の烏丸和歌山の城、信州の松本の城などであるが、これらは一體どのやうな構成をもつてゐるのであらうか。天平時代までの城や南北朝の千早、赤阪の如き城の組み方から脱却して、殆ど一足飛びに桃山時代の完成態に達したこれらの近世的城廓建設の様式へ發展を促したものは、一體何であつたらうか。——室町末期に渡つて來た種子ヶ島がそれなのである。鐵砲の出現は戰術に大きな變化を齎さないでは置かなかつた。飛道具を向ふへ廻してはこれに對抗出来るだけの堅牢な城廓を必要とすると共に、遠望を開き得る樓を缺くことができなかったのである。鐵砲が近世的城廓建築を押し出した。これは決して無鐵砲な云ひ方ではないのである。ここにも従つて我々は鐵砲を新しい武器とする攻撃的意志と、これを妨ぎ喰ひとめ或は却つてそこから反撃的攻勢に出ようとする意志との對立を、建築そのものの成立の根柢に洞察しなければならない。ここでも亦建築は對抗する意志の函數的展開なのである。そこには鬭争的意志の異常

に細かな知性が一々の形成に於て働いてゐる。外に對應して攻防二途への展開性を藏する内部的な意志の有機的組織的な客觀的統一形態が即ち城廓建築なのである。城は併し單に攻防的意志の技術知的結晶につきるものではなかつた。それは同時に多くの場合政治的意志の表現であり、その高さ統一力の象徴でもあつた。而もそれは單に嚴めしい姿として聳えてゐるのではなく、老松の翠と相映する白と黒との品位の高い調和のうちに、優美と崇高との綜合された形姿に於て深い精神性を表現しつつ立つてゐたのである。

ところで今日に於ける戦争と建築藝術、——ここでは恐らく後者に於けるこのやうなロマンティズムは古典の昔へ退場して行かなければならないのではないであらうか。建築様式の成立に對して新しく參加して來る制約はここでは云ふまでもなく高度に發達した機械兵器、ことに航空機である。それは構築物の地上的露出を極度に危険ならしめる。この點のみから云へば建築の存在空間は地下へ陷没しつつあると云はなければならぬであらう。露出部分は迷彩や陰蔽を必要とし、また材料もその構成様式も耐火性と爆破力に對する抵抗性を強く要求する。破壊的意志の高度に發達した技術的知性と、これに對立する防禦的又は反撃的意志の技術的知性、——この兩者の鬭争的聯關から今日の軍事的構築の一切が創り出される。さてさうすればまた戦争が直ちに總力戦である今日に於ては、一般の建築も亦大かれ少かれの程度に於て同一の聯關に立つよりほかに道はないのである。このやうな對立的聯關契機の間を縫つて如何に藝術的構想力がみづからを發展せしめるか、そこに戦争と建築藝術として關する一つの重要な問題が興へられてゐると云ふべきであらう。軍事上の築構はこのやうな聯關に於て既に獨特な様式を生みつつある。トーチカがさうである。マジノラインやジークフリードラインなどと云ふ名前をよく聞かされたが、それらに於ける攻防、——寧ろ防禦的有機機巧は大したものであつたらしい。ところで我國の一般住宅などは、近代的攻撃力のこのやうな變數に對して如何なる函數的展開を示さうとするのであるか。誰か別の筆者に起ちよつていただきたいのである。——18年5月31日——

(筆者は 文學博士京大教授)

藝術の尺度的効果とは、或種の藝術にあつてはその内容が全く同一であつても尺度如何によつてその美的効果を異にすると云ふことであるが、今少しく例を擧げて具體的に述べてみよう。先づ造型藝術の内「寫眞」を取上げてみるに、この場合小さい原畫で面白いと思つたものが引伸ばしてみると案外つまらなかつたり、反對に引伸印畫で相當効果の良いものでも原畫では一向美しくなかつたりすることは寫眞をやる人なら誰しも體驗してゐることと思ふ。この原因は恐らく單純でないかも知れないが、その一つに撮される對象によつて大きい尺度で効果を出すものと、小さい尺度で効果を出すものがあることを考へられはしないであらうか。そして多くの場合前者は細部が明瞭にされることによつて美的になる如き複寫體であり、後者はその逆効果を呈する如きものであると云へないだらうか。勿論寫眞藝術にあつては複寫體の種類、構圖、陰影等がその重要な因子となることであるから一概に上の様に言ひのけることは穩當でなく、細部を明瞭にすることなく擴大しても立派に効果をあげ得る場合もあることは認めなければなるまい。然し「細部を明瞭にする」と云ふことを單に小さくては見えない所を大きくして見せると云ふ謂はゞ局部的印象上の問題に限らずこまかい部分の影や形を明らかにすることによつて個々の物體の量感が増されることをも思ひ合はせれば、今の場合も亦大きい尺度を以てして初めて効果を表はすものゝ範疇に屬するわけである。而も斯様な關係は所謂引伸印畫と映畫との間にも夫等の本質的な差異にも拘らず矢張り在る筈であつて映畫の撮影技師はこの邊の微妙な點を常に念頭に置いてゐなければなるまいと思はれるのであるが、自分は寡聞にしてこの方面の人の見解を未だ知らない。又「繪畫」に於ても多分にこの様な

性質があり、傑れた畫家はこの對象はどれ位の大きさに描けば最も効果的であるかをその手法に應じて即座に且つ適確に直觀するのではないかと云ふことが展覽會などを觀てゐると感じられる。即ち細密描寫の日本畫では描くべき對象の現尺に應じて畫幅を大にし而も概して現尺よりも大きい尺度を以て表現しなければ効果がないと云ふのが原則である様に思はれるし、一方印象的な洋畫では差程大なる畫幅を必要とせず多く現尺以下であるが、それをどの程度に縮小するかは對象によつて異ると云ふことを原則としてゐる様に思へるのであるけれども、斯様な原則があるかないかは兎に角として少くとも美しい繪では構圖、素描、色彩等の諸要素の外實物と畫像との尺度關係がうまく行つてゐると自分には感じられるのである。さらに進んで「彫塑」に至つても同様であつて、例へば人像等の場合室内向きの彫像塑像は室内に於ける適當な視距離から觀て又記念像の如きは臺座その他環境による適當視距離から仰いで餘り等身を越して大きく見える時は寧ろ怪異な感じがして一向美を味ひ得ぬことを時に體驗することがある。尤も佛像はこの限りでなく、大きい佛像を仰ぎみて之に怪異を感じたりなどする人は恐らくあるまいと思はれるが、これは人間を描出したものではなくて吾々の理想憧憬を人の姿を借りて表現したものであるからであらう。

翻つて抽象的藝術である「音樂」についても一種の尺度的効果が指摘出来るのであつて、音樂の場合の尺度は勿論視覺的或は空間的なものではなくその音量に外ならない。即ち交響樂にはそれに相應した音量が必要であり、室内樂には室内樂なりの適當な音量と云ふものがなければならぬと思はれる。之は必竟個々の樂器が出し得る音の大きさに關係するものであるから獨奏とか獨唱とか

の實演の場合は音量による効果の差はそれ程に感じられないけれども、それにしても奏者の技倆や楽器の品質に可なりな距りがあるため音量がその楽曲相應であつたりなかつたりする結果として、美しさを異にする例は現に屢々體驗される所である。それが重奏合奏の曲になると、一流の奏者達によつて演じられても、各種樂器の數如何によつて相當効果を異にする様であり、我國では斯様な比較を實演によつて爲し得る便宜が得られないために多少適確を缺く憾みがあるけれども、一樣に縮小された音盤によつて比較して聴く時普通の蓄音機では如何程大音量に吹込んだものでも實演同等には再現し得ないに拘らず、重奏曲を合奏でやつたり、古典の管絃樂曲を大管絃團で演奏したものは何となく本來の美しさを持たない様な氣がする。元來音樂と云ふ藝術は時代を距てる時は勿論同時代に於ても多く作曲者以外の演奏者によつて聴者に與へられるものであるから、茲に所謂奏者の解釋なる問題が介入し、時に演奏者無用論などが飛出したりするけれども、結局音樂は作者と奏者との意氣が渾然一體となつて美的氛圍氣を醸し出す藝術であり、従つて不完全な記載方法である樂譜に單に忠實な演奏が本來の美しさを持つわけのものではなく、又例へばベートヴェンやモーツァルトの交響樂を當時の樂器を用ひ、且つあの時代に普通な樂員數を以て演奏したからと云つて必ずしも現代の吾々の耳に快く響くとは限らないであらう。この點音樂に於ける本來の美しさと云ふことは非常に厄介な問題であり、或曲の標準的演奏などと云ふことは特に時代を距てゝは言ふべくして到底得られぬものかも知れない。それにも拘らず吾々は少くとも自分はベートヴェンをたい壯大に演奏してしまつたのでは其所に古典らしさ或はベートヴェンらしさを感じることが出来ないのである。普通壯大な演奏と云ふと解釋上の言葉になるが、こゝではその様な意味でなく、音の響きを含めた音量の過大を指してゐるのであつて、或人が何處かで「十八世紀の器樂曲は客間に於ける演奏効果を、十九世紀のそれは當時の演奏會場の演奏効果を作曲者が意識した上で作られたに違ひないと思ふ」と云つた意味のことを述べてゐたのを記憶してゐるけれども、自分も確かにさうもあら

うと考へる。従つて現代の或演奏會場に於て同一狀態の聴衆に對し現代の音樂と過去の音樂とが共に演奏されるのを慣はしとする以上、音樂家は勿論のこと吾々建築家も亦聴衆堂の殘響効果を十分顧慮し、設計上、設備上可及的萬全を期する必要があると思ふ次第である。それはさて置き以上は楽曲の同一種類内に於ても時代によつてそれ相應の音量が必要であることを示したのであるが、まして楽曲の種類が異なれば必ず夫々に適當な音量と云ふものが考へられる譯で、これは明らかに所謂再生音樂の効果上の問題である。即ち音盤に或はフィルムに録音された音樂を再生する時には夫々の實演時の音量を再現しなければ十分に効果を擧げ得ぬもので、従つてこの場合は所謂生の音樂と違つて演奏の美的効果に就き客觀的な標準が大略存在すると言つて宜いであらう。そしてこの事實は音樂愛好者のひとしく認めるところと思ふから、これ以上喋々することは略するが、たゞ多くの映寫技師が無神經か職務に不忠實なために兎角映畫館に於ける再生音樂が音量大に過ぎて時に不愉快を感じる程であることをこの機會に述べて置きたい。

さて「建築」藝術も亦上述の如き尺度的効果を有すること明白であるが、建築は造型藝術である一面に於て描寫的、内容的でない點音樂と共に形式的藝術の部類に屬し、従つてその美的乃至藝術的效果は視覺的でありながら音樂に近い性質を持つもので「建築は凍れる音樂なり」と云はれる所以は茲にある。即ち建築が美的であるとか、藝術であるとか判斷される時その判斷の根據を反省してみると、繪畫等の場合の様に或外界の物象が美しく描寫されてゐるとか、藝術的に表現されてゐるとか云ふのとは全く異つてゐて、音樂と等しく吾々によつてこの世に創造されたものゝ吾々の情緒に及ぼす効果如何によると云ひ得るであらう。それ故に或建築者造型の本來の美しさと云つたものも音樂に於けると同じく他の造型藝術に於ての様に自然或は描寫されてゐるものゝ實物から之を感得すること不可能であり、この點建築美は自然美に似た性格を有する様に思はれる。

それは兎に角として建築の吾々に及ぼす尺度的

効果に就て考へてみると、それには繪畫に於ける如き平面的な場合と彫塑に於ける如き立體的な場合とがあり、而も後者にはさらに量的効果の伴はれることのあるのが判る。例へば街路に面する商店の前面意匠の如きは殆んど平面的であるから圖案的に之を扱ひ、又その効果を考へることが出来る様であるけれども、建物の外廓が見える時にはその効果は勿論立體的であり、而もその規模が大になると形態感の外に量感を伴つて吾々に効果を及ぼして來るのである。従つて商店前面の意匠設計をする場合などは唯2次元の尺度的効果を注意すれば殆んど足りるわけであるが、その他の場合には圖面に於ける2次元的效果と實體に於ける3次元的效果との相違を適確に把握して置く必要があり、さらに實體が巨大な時にはその量的効果をも併せて豫見してかゝらねばならないであらう。今若し設計に際して模型を用ひるとすれば立體的効果をそこに現はすことは或程度可能であるかも知れないけれども、如何に正確に模型を造つても量的効果をそれに盛ることは全く不可能と云はねばなるまい。一體圖面と云ふものは（模型でさへもさうであるが）記録用傳達用以外は建築物を現實に構築するための手段に過ぎぬものであるから圖面に描かれた建築がいくら良い効果をもつてゐても、その實現されたものが同じ効果を持たないならば何にもならない譯である。にも拘らず吾々の眼に觸れる範圍に於て如何にも圖面に捉はれたと感じられる建物が相當ありはしないだらうか。又之とは違つて外國の様式を借用して來る場合に原作の尺度を無視したために或は實物に就てその立體的効果を把握してゐないために單なる裝飾乃至は附加物に終つて失敗した例もあるのではないかと思はれる。或は又新しい建築形態を生み出さうと努力しながらも、それを小さい圖面や模型で弄んでゐるとゞまり、現實の量感に迄想像が屆かないためにその成果が結ばれずにある場合もあるかも知れないし、一方之と反對に競技設計の際などその建造物が實現されれば良い効果を持つものであるのに圖面ではそれが判らないため不幸にして選に洩れたと云ふのも恐らくありさうである。

所で自分がかねてから以上の如き建築造型觀を

抱いて居りながら、未だ多くの實例を蒐集する所にも至らず、且つ又西歐の傑れた建築を實見するの幸運にも恵まれないので、唯斯く考へると云ふ程度にとゞまつて、それを實證し得ぬことはまことに遺憾であるが、然し最近板垣鷹穂氏の近著である「建築」（育生社弘道閣刊）を楽しく読み味つてゐるうち上述の觀想に對する一つの實證とも考えられる文章に出逢ひ、非常に興味深く感じたので、それる次に掲げて參考に資したいと思ふ。

古畫の筆者に就いて眞偽を鑑定する目標の一つに「模寫のくづれ」と云ふものがある。原作を捌く場合には、そのときの必然的條件に規定されながら製作するから偶然に生じたやうな不自然さがないが、模寫をする場合には畫工の仕事が機械的になるため、氣付かぬ不注意によつて生ずる不自然な個所が、何等の必然性なしに混入して來るのである。（中略）

然し、この「模寫のくづれ」に類する現象は、現代日本の歐風建築にも随分多い。その中で特に眼につく一つの例は、三菱銀行本店の正面にある柱廊であらう。東京市廳舎の雑多な建築群と向ひ合つて建つこの大銀行は、内部の設計が如何にも快く、その點では、日本にある銀行建築の中で一番優れてゐるかも知れない。平面設計が簡明で使ひ良く、意匠が上品で落付いてゐるのである。ところが、内部と反對に正面外部に並ぶ石柱は、イオニア様式の拙い「模寫」にすぎず、何となく愚鈍な印象を與へるのである。

此處に「柱のABC」を繰り返すわけではないが、元來イオニア式の柱は、あの柱頭の特殊な性質と柱幹のエンタシスとの具合から、非常に使ひにくいもののやうである。ギリシャ盛代の製作になる模範的なイオニア柱を1本だけ取り出して博物館内に陳列したのをみれば解るが、その柱は、建物のエレヴェーション全體の中に組み込んで始めて、その典雅な魅力を表示する性質をもつてゐる。そこで、イオニア柱を使ひこなすためには、1本の柱そのもののモルディングやプロポーションを誤りなく設計し施工することは勿論であるがそれ以上に、この柱を幾本か並べたときの効果と建物のエレヴェーション全體の中にをさめたとき

の具合とを、極めて的確に考慮して置かなければならない筈である。従つて若し假りに、三菱銀行の設計者と施工監督とがイオニア柱の「常識」を忠實に守つたとしても、あの建物の外觀が何の程度に引きしまつてみえるかは解らない。それほどイオニア式の柱はむづかしいのである。

(20.21頁。「柱」の一節)

ローマのパラツツオ・ファルネーゼが東京の丸ビルと殆ど同じ高さだと云ふことは、コントラストの興味を著しく感じさせる事實である。丸ビルが8階なのにファルネーゼの館が僅かに3階だと云ふためではない。建物の前に立つて見上げたときの効果が餘りにも相違するからである。

方形の正面をもつ單純な形の建築にこれほどの氣品と威力とがあるか——と不思議に思はれるほど、ファルネーゼの館は堂々たる雄姿を示してゐる。ローマにゐると誰でも大きさの尺度の感じかたが著しく變り、數字的に餘程特別なものでないと大きさの質感を味はないのが普通である。が、それにも拘らず私は、ファルネーゼの廣場に唯だ獨り立つてあのパラツツオを仰ぎながら、跪拜したくなるほどの嚴肅さを實際に経験した。100尺に足りないこの建物が、私の記憶の中では、限りなく高まる壁面の壓迫感として残つてゐるのである。

大きさの効果を故意に殺し建築固有の品位を強ひて卑下してゐるやうな丸ビルと、あのファルネーゼの館との相違が何處にあるか？——と云ふことは、非常に面白い問題である。然し、兩者の建築的效果を構成する複雑微妙な要素を分析してみると、窓と壁とのプロポーションに大きな原因の1つがあることは直ぐ解るであらう。ファルネーゼの館の窓は、横列にしてみると相互の間隔が著しく狭く、縦列として考へると上下の間隔が非常に廣い。高さを強調してみせる1つの秘密は、實にこの「窓と壁」の割付けに存するやうである。

(26頁。「窓と壁」の一節)

エジプトの支配者が造營させた陵墓の形式を上古期から近古期まで詳細に辿つてみるとすれば、政教の機構から風土の特質までを含む複雑な事象

の反映を見ることが出来るわけである。マスタバ型の陵墓につづいて、サツカラ、メドウム、ダシユール等に散在する各種のピラミットを並べ、ギゼーに残る正方錐體の陵墓を最高の發達段階と見做す考へ方は、この地方の自然的環境と關係させてみるだけでも極めて根本的な建築形式上の問題を含んでゐる。

カーナボンの世を去つた翌年の秋、私は渡歐の途中エジプトにより「見物人」の中に混じつてギゼーのピラミットを仰ぎ、豫想を遙かに超越した深い魅力驚歎したものである。先輩の好意に導かれて美術史の講義などをはじめた頃には「造型的發展の段階」と云ふやうな類型を机の上で弄びながら、ピラミットの持つ單純な幾何學形態を建築構想の幼稚さに歸してすましてゐたものだが、實はその單純な幾何學形態がエジプトの陵墓と建築としては最も發達した段階を意味する。それを駱駝の背上で始めて感じたのである。考へてみれば甚だ滑稽な話であるが、これに似たやうな錯誤は外遊以前の私ばかりでなく、間近に住む歐洲人の書いたものにも折々散見する。

カイロからポートセツトに出た私は、ピラミットの量的効果を感じるに相應しい寫眞を求めて暑い街中を歩きまはつたものである。……………

(124頁。「墓」の一節)

これら板垣氏の言葉に少しく蛇足を加へるならば、先づ過去の様式の効果を実際に生かそうとする時に全體としての具合を考慮しなければならぬと云ふ問題は獨りイオニア式の場合に限らず、例へば茲にパルテノンと全く同大の正面があつたとしても、それにパルテノンそのまゝの柱列を用ひて果して効果があるかどうかは矢張り疑問ではないだらうか。まして柱高が相違して來る場合などはその他を如何にすれば宜いか。ドリア式の柱はその大きさに關係なく、常にパルテノンの柱に於ける比例を保てば美しいのであるか。一概にドリア式と云つても、事實は遺構毎に各部の比例その他細部をも異にしてゐることであるから、この柱式の「常識」と云ふものさへ建物全體の効果を離れて普遍的に定めることが出来るかどうか、ギリシャ古建築を眼のあたりにしたことのない者には

推斷することも許されない様な気がする。

又ファルネーゼ館の威容にしても、それが窓と壁との配置に於ける比例関係によつて高さが強調されてゐるのに困ると考へることも一應點頭ける所ではあるが、第一丸ビル程の高さに窓が三層しか無いと云ふ壁と窓との單なる面積上の比例のみによつても相當壁面の量的効果があるのではないかと自分は想像し、而も斯様な効果に就ては大阪にある或銀行建築が建築意匠に鈍感でない素人の間で可なり評判のよい事實の原因を分析してみる時、割合手近にもその實例がある様に思はれて興味を感じる。そしてさらにファルネーゼのその威容は同氏の別著「建築の様式的構成」25頁に掲げられてゐる比較の大きな寫眞やフレツチャアの「建築史」に載せられてゐる圖面からでは（譯書には寫眞もある）、その隣りに普通の3階建家屋が恐らく比較のために撮され、或は描かれてゐるにも拘らず、本物を見たことのない者にはその實感を想像することが頗る容易でないことを知るのである。まことに建築の寫眞などと云ふものは、實物を知る者にとつて思ひ出のよすがとなる便宜があり、又専門家にとつてその局部的手法を參考にする上で役立つこともあるかも知れないが、それに似た様なものすら知らない者に對して實物の持つ建築的效果を如實に示し得るか否かの點に於ては殆んど無力に近いと云つても過言ではないであらう。斯様に考へる時、ピラミッドの量的効果を感じるに相應しい寫眞を求めて街中を歩きまわられた板垣氏にこの問題に對する意見を伺ひたくなる位である。

さてこの拙ない試論を終るに際し、この動亂のさ中に建築様式と云ふよりも寧ろ一般的に建築形態が持つところの尺度的効果と云つた問題に就て時間と勞力を費すことの目的を少しく述べて置きたい。

吾々は今や擴大なる大東亞の新天地に於てその盟主として種々なる建設事業を指導遂行すべき段階に達して居り、當然その中には建築的造型の部門も含まれてゐる筈であるから、吾々建築家は比島に馬來にスダ諸島に米英蘭人の手になつた既存建築群を向ふに廻して、日本的造型精神を遺憾なく發揮させた吾々の建築を造營して行くべき尊い使命を負ふものたることを自覺しなければなるまい。この秋にあたつて、内地に於ける諸種の制限から開放された宏壯雄渾なる建築を構成するために高暢濶達な構想を構想を練つて準備することは、閑人の遊戲どころではなく寧ろ國威宣揚のための重要な一案件であつて、學會に於ても既に研究題目として採用されてゐる所以である。従つて既存の建築に就てその外觀の有する尺度的効果及至建築的效果一般を比判し、又その良好なる實例の據つて來る所を洞察せんとする試みは、單に美學的、藝術學的な目的のみを持つものでなく、實は「プラマンテの中に建築家として彼の時代の建築界に贈るべき理想を見出した」建築史家ガイミューラーに似た技術家としての希望から、吾々の手に委ねられる南方建築界に贈るべき理想を見出さんとする大らかな目的を有するものと言ふことが出来るであらう。 18.6.3

（筆者は 立命館日滿高工教授）

糊づけによる合成材

東京目黒、農林省林業試験場にては場長藤岡光長博士、松島鉄也技師の過去5ケ年間にわたる不撓不屈の研究の結果、全然無價值とされてゐた間伐木の小徑材を尿素とフォルマリン縮合體による糊づけにより、吾建築界にとり畫期的とも云ふべき「糊づけ建築」が誕生した。研究の餘地はまだかなりあるが、長さ5間の梁は巾5.6寸、厚さ8分、長さ6尺又は12尺の板64枚を貼り合せて出來たもの、これで積雪30重、風速18米の風雪に立派に耐へ得る計算が出來てゐる。

戦時下に於ける建築に就いてと云ふ編輯係よりの課題であるが、凡そ戦時と謂はれる意にも武装防衛を第一義とすべき第一の段階と、それに次いで建設經營を第一義とすべき第二の段階との二期間に分けられるであらう。

建築はその本質として、曩の第一段階の期間に於ては唯に従屬的役割を演ずるに過ぎず、その本質的任務を課されて本格的重要性を發揮するのは第二段階に移行したる以後に於てである。従つてこゝには第一期間の建築問題に就ては論及を止め新秩序建設經營の時期に於ける建築政策の理想を採り上げることとする。

公共住居へ

この度の戦争の意義の一面は在來の所謂個人主義的思想の克服と云ふところに懸つて在る。この戦争を契機としてわれわれは抜本的に個人主義思想を清算し、徹底的に社會全體主義思想に鍛へ直されなければならない。

「個」から「全體」へ。人間生活の根元を爲す「住」も亦、當然孤立から共同へと向ふべきである。過去に慣らされた人々は往々習性的に住居の共同化、公共化を厭惡しやうとする。曰く「共同住居はわが國の家族制度と相容れない」と。だがこのやうな頑迷こそ實は家族制度に名を藉る過去の個人主義理念の一變形に他ならない。

如何に古き理念が喚かうとも、今日共同住居は最早個人的意欲、個人的趣味性を超越した「住」問題の必然的動向となつてゐる。「住」の共同化公共化に依る合理性、及びこれに伴ふべき社會生活施設の完備こそ將來の人間生活の幸福を約束する大いなるホープである。

公共育児所の開設

現在の子供は單に一家庭のみの子供ではなく、最早全體社會の子供である。彼等は成年に達すると同時に全體社會の爲に奉仕するを第一義とすべき少國民なのである。従つてその幼年期に於ける育児責任も唯に一家庭のみの負課に委ねべきでなく、これに對しては全體社會が保證を與へて然るべきである。

將來の全體社會に對してわれわれは是非公共育児所の開設を要求し度い。(これは上述の如き社會全體主義的意味に於てのものであり、決して慈善救済的意味に於てではない。) 育児事業も亦在來の家内手工業的方法から全體社會的大量生産方法へと發展するのである。斯くして始めて次代國民育成事業は勞力的にも、資材的にも、時間的にも合理化せられこゝに生ずべき餘剰はこれを増産部門へ、厚生部門へと振り向けられ得るに至るであらう。

尙更に注目すべきことは、現在の育児責任の個人的負擔の重荷に對する憂慮から多くの女性乃至家庭が解放されることにより、明日の人口出生率を激増せしめ得られるであらうことである。

公共厨房の普及

前項の公共育児所の開設と相並んで、公共的炊事施設の普及は現在の家庭に縛り付けられた女性達を愚雜なるドメスティック・ワークから解きほぐしてその相當勞働力を社會的生産事業に轉化せしめ得るのである。

(現在、一家族の食飼を賄ふ爲に各戸毎に少くとも一人宛の婦人が臺所で働いてゐるものとすれば、大阪全市に於ては凡そ 60.0000 人の女性が厨

房労働の爲にその半日を費消せしめられてゐることとなる。

今若し1000人分の容量を持つ公共厨房を開設するものとして、各々の施設に20人宛の厨房労働者を振り當てるものとすれば、大阪全市に要する總厨房労働者数は約60000人となり、差引1540000人が節減され得ることとなる。

則ち公共厨房の開設により現在厨房労働に従事しなければならない婦人の中の90パーセントが全く臺所から解放され、従つてこれだけの相當エネルギーが他の必要部門に振り向けられ得るのである。)

女性が家庭を出ることに對して或る人達は——特に女性の側に於いて——疑念を挿むかも知れない。だが、女性が社會的生産事業から全く遊離して家庭内に閉ぢ籠つてゐることこそが彼女達の今日までの隷屬的地位の眞の根因を爲してゐるのである。女性は其の勤勞を通じて社會的生産にまで參劃する時始めて人格の人間へと解放されるに至るであらう。而して隷屬的女性より人格の人間への覺醒は則ち全人類(男性をも含めて)の向上と幸福の道へ通じるものであるだらう。

尙この公共厨房問題はこれを單に建築經濟の面に限つてみても建築面積の大なる節減の可能性が豫想されるのである。

(現在、各戸毎に平均2坪の臺所が設けられてゐるものとすれば、大阪全市の總厨房面積は凡そ1200000坪となる。今1000人分の容量の公共厨房施設に50坪宛を當てるものとすれば、大阪全市に要する總厨房面積は約150000坪となり、差引1050000坪即ち87.5パーセントの節減が可能となる。)

更にまた、斯の大量炊事法に依り食飼材料、燃料、水等の節約、厨芥處理の簡易化が齎られ得ることも見逃すべからざる利點である。

公共社交場の活用

人間協同生活にとつて重要なものでありながら併かも現在のわれわれの周圍に缺乏してゐるのは社交施設である。社交場の不完備によつてわれわれはどんなに多くの協同生活の歡びをミスしてゐることだらうか。

現在に於ても、特殊職域人のための社交場(例へば建築協會員のための建築クラブ室など)とか特殊資格人のための社交場(例へば學士會館など)とか、或は又蕩萍客相手のインチキ社交場(所謂「社交喫茶」など)と稱するものがこの一例である)などが存在してはゐる。然し未だその人間協同生活に對する意義も充分には發揮されてゐないし、而かもそれ等を利用し得てゐるものは僅かに一部の人達のみ過ぎない。

われわれの新らしき全體社會に有たせねばならないものは眞に民衆のための氣輕にして完備したる公共社交場なのである。其處に於て、心に寂寥を感じる者は新らしき知己を識り得るであらうし趣味を持つ者は同好の士と共に愉しむことを得るだらうし、人生の伴侶を求めんとする者は健全なる戀愛を経て眞正の結婚に至るの機を見付け得るだらう。

われわれの周圍を世界に模範たる新秩序社會たらしめる爲に是非公共社交場施設の完備に努めなければならぬ。

公立劇場の建設

勤勞者に對して最も効果ある厚生手段であり、民衆に對して最も効果ある教化手段である舞臺文化は、その社會的意義の重要性にも拘らず、未だわが國に於ては公共事業の對象としては認識されて居らず、全く營利事業の對象として業者の手に放置されたまゝである。

(既にイタリーにはドボラボーロ「勤勞後事業團」あり、ドイツにはクラフト・ドウルヒ・フロイデ「歡喜力行團」あり、共に強力な國家的厚生運動の一翼として舞臺文化を重視してゐる。)

上述のやうな現状の劇界に於ては、先ず利潤を無視してゐることが出來難いと云ふ理由から必然的に舞臺文化の純粹なる向上進展が阻害されるの己むなき場合が往々にして生じ易いのである。(今日の演劇評壇の一部では「商業演劇」則ち「卑俗演劇」の同義語であるとも解されてゐる程である。)舞臺文化の純粹なる向上と、その教化力の全體社會への均霑とを目標さんには必ずやこれを公共的事業の對象として採り上げなければならぬ

いだらう。

舞臺文化事業の公共的運営に關聯して大いなる姿をなして現はれる建築問題は公立劇場（國立劇場、市立劇場等々）の建設である。この劇場の計畫に當つては最早如何にして觀客座席數を大ならしめるかと云ふことのみに腐心するの要はなくなり、専ら劇場計畫としての本格道たる演出効果の昂揚、視聽條件の快適性、集會動線の合理化を純粹に追究すればよいこととなる。

現代科學の到達し得た最高水準の機構を有つこの公立劇場に於て、あらゆるジャンルの劇團を集

めてコンクールを催すなど、云つた想像も愉快なことではある。

以上將來の建築問題に就いて平素から漠然と思考してゐたことを編輯係より慫慂せられるまゝ一文に纏めてみた。未だ杜撰な點も尠くないではあらうが、たゞこの方向に對して今後有識の士の關心を喚起するを得れば幸甚の至である。

(1943.6.4)

(筆者は 大阪市技師、建築部防火改修課勤務)

建築學徒の今後の抱負

富岡洋治

建築學徒は今や國家を常に自己の念頭に置いて建築學を學ぶべき決定的必然性に到達したのである。やがて學園を出て、戦争と云ふ聖なる大業下一步一步建設の巨歩を進めつゝある日本に於て、建築を通して、第一線將兵に決して劣らざる働きをせねばならない。吾々日本の建築學徒は、今後とも強烈なる愛國心を持つて學問し、鍛鍊して行かねばならないのである。それ故、私は建築學徒の今後の抱負の基底を成すべき、學校に於ける建築學徒が、如何なる態度を持して建築學に精進すべきかを、先づ考察し、その考察の内に今後の抱負と言ふべきものを含めて行かうと考へる次第である。

現在の建築學徒は、言ふまでもなく戦争下と云ふ條件の下に學んで居るのであつて、常に戦争と建築、國家と建築、民族と建築、國土と建築と云ふ大きな課題を感じて居る時代的必然を背負つて居るのである。それ故、自由主義的經濟下に發達したる、現在の建築諸學に對して、その高度の學問的精華を把握するに際しある立場に毅然とし

て立つて行かねばならないのである。即ち社會に於ける建築の現在ある位置を認識しながら、建築の目的、建築の理想を把握して行かねばならないのである。さもないと社會に出て活動して居る建築關係の人々が、大きな國家要請に答へて、目覺ましき働きをなして居るのに、獨り建築學徒のみが古き殻に閉ち籠つて、自己本意の勉強を續ける結果となるのである。逆に言へば、此の建築の目的を學生時代に、確りと信念に迄把握する事は吾々が一步世の中に出た時、尊き日本の爲に今迄より一層の御奉公が可能となるのである。勿論、建築の理想を意識的に把握せずとも、例へば、構造方面の如く吾々の學ぶ事が、殆んど直接國防の爲に役立つのであるが、その場合にも、建築の目的、理想を明確に意識する事は決定的に必要なのである。

建築の目的、建築の理想とするところは即ち、郷土のよりよき建設と云ふ事である。それ以外に建築の現段階に於ける目的はあり得ないのである。建築の國防上に占める役割、即ち防空使命、

都市疎開使命、住居建設使命、直接的には陸海軍に對する使命等すべては、建築のよりよき郷土建設と云ふ大いなる理想の具體的方策の表明に過ぎない。單的に言ふと、大邸宅に自己の設計意欲を向ける事以上に、國民の、即ち、日本の人口の主體構成たるべき、中流國民の住居建設に建築家としての情熱を燃やす事である。建築學徒はかゝる情熱を持つべき資質を得べく、學ばねばならない。換言すれば建築自體と、建築を動かす建築外の諸力との關聯性、それを通じて建築活動の原動力を見究め、そしてその原動力の、建築に要求する手段、方向の健全なる事を強く冀求し、その要請あるや立ちどころに、答へるべき建築の綜合的型體完成に向つて努力せねばならないのである。その原動力とは即ち經濟であり、それに先行する政治力である。幸ひなるかな、戰爭下政治力は國防國家の建設と云ふ雄大なる聖業を、如何にしてもやりとげねばならぬし、又着々やりとげて居るのである。

國防國家建設は又國土計畫と密接なる關係を持つて居り、これ無くして國防國家は確立し得ないのである。一方建築は國防國家の基盤たる、よりよき郷土の建設と云ふ使命の現實的具體方策の問題として、前言せる如く、軍の作戰要請への即應都市住居問題、農村住居問題、それに附隨せる人口問題、健民問題等の諸問題の實行的解決、又防空上より要請される建築物個々の火災防止對策、引いては都市分散、都市綠地、都市空地、解決の諸對策、又防空上より生じ、その上經濟立地をも考慮しての工業地方分散の方策、又建築生産の近代化、工業化の研究、あるひは建築物の、國土的地盤に立つ日本人に與へる、表現的、精神的影響

効果等いづれも國土計畫と密接に關聯がある如く考へられる。私は事實建築の目的たる、よりよき郷土の建設と云ふ事は國土計畫に如何に建築が働くかと言ふ事にあるとも思ふ。

過去の資本主義社會に於ては、建築の諸活動分野の、他の資本主義的活動面に比しての遲速性を建築が土地に密接に結合して居る事に歸したのである。しかるに今や、建築は土に束縛され、土地に結び着いて居るが故に、新しい意義を見出すのである。土は歴史を擔ふものであり、新しき文化は地理的自然たる土を忘れる事は出来ない。血によつて形成されたる民族は、土によつて自覺される。土の偉大なる價值を建築に意識せねばならない。よりよき郷土はそこから作られねばならない。建築家は住居の地方的性格をそこから發見し健全なる住居のあり方、住まい方を地方的風土に結びつける様に努力するのである。又そこから、都市自體の問題、都市と農村との間にわだかまる諸問題への建築家の洞察をなし、建築的解決の方策を樹立することが可能となるのである。

要するに國土を單に環境として把へるのではなく、主體的なる基體として把握し、そこにあらゆる建築活動の根源を認識すると云ふ事が大切なのである。

以上は抱負ではなく迷想と思はれるであらうが私はどうしても建築をこの角度から把へるべく、今後とも考へて行きたいと思ふのである。最後に住宅營團はとかくの扶評をかうむつて居るが、問題はその後政治であり、そこから生ずる經濟である。吾々は政治の要求するや、それに即應する建築技術を確立する事が急務である。客人到來の前に應接の用意が必要である。

(筆者は 京大建築學科學生)

1. 長期戦と戦時規格

近代戦が長期戦であり、大消耗戦であるといふことは、支那事變の當初から既に喧傳されて居た所である。然しながら我國民が之を事實として腹にこたへて覺つたのは、昨年8月以來の西南太平洋に於ける日米間の血の激闘を経験してからであつたと思ふ。そして戦時規格の問題が生産、建設工業の全分野を通じて漸く重大視されるに至つたのは此の時期以後であつたと思はれる。

元來今次戦は深刻なる思想戦であると共に、居中調停者の全くない戦であるから、敵國民の結束が崩壊するが如きことなきがぎり、何時果つともなき長期戦なのである。此の苛酷な長期戦を勝ち抜く爲めに必要な物的戦力の増強は、一面大消耗を補填しつつ他面建設を成就し得るときにのみ可能なのである。さもなければ消耗の揚句、何時かは疲弊の極に達するであらう。そして大東亞戦争は今明年がその歸趨を決する最重大な決戦期であると云はれて居る。今や限られた資材と要員とを以て、敵の膨大な生産力を向に廻はして如何にして此の決戦相に於ける生産戦を勝ち抜くかと云ふことが科學技術者に果せられた重大果題なのである。資材が不足し要員が不足すると云ふ問題は程度の差こそあれ總ての交戦國が必然的に逢着する最も深刻な問題なのであつて、此の難題を打開する事なくして生産戦を勝ち抜くことは望むべくもないのである。従つて最小の資材と要員とを以て最大の効果を擧げる爲めには萬策が講ぜられねばならない。この觀點より見るとき、從來の技術は設計、製造、管理の各分野の總ての點に於てはたして妥當であつたと云ひ得るであらうか、否平和的環境條件の中に發達した技術には戦争の要求する此の峻烈な條件によつて再吟味され、修正されなければならない點が相當に多いのであつて、

茲に戦時規格の問題があるのである。すなはち戦を勝ち抜く爲めには在來の保安觀念さへ修正されなければならない。安全率の低減や耐久命數の短縮も又止むを得ないのである。又全體強度に對する部分強度の不調和に基く材料の無駄は排除されなければならない。純粹な理論の追求と工作の單純化や生産の急速化との間に在る相剋に對しては最大の綜合的效果への調和點が見出されねばならない。材料使用法の合理化に就ても平時よりは遙に厳しい検討を必要とするのである。又代用材への轉換はある種の工業にとつては就中大きな問題として取り上げられねばならないが、又同時に最も行詰り勝な困難な問題でもある。以上の簇出する問題の中に在る矛盾や相剋と戦ひつつ變轉窮なき情勢に對處即應して、新なる活路を見出すと共に新技術を創造して行く所に戦時技術の眞の姿があり、戦時規格の眞の使命があるのである。航空機、船舶、車輛、機械、建築、土木等凡ての技術は今や此の問題に對し懸命の戦をなしつつあるのである。

2. 建築技術の戦時體制化

一般論はさて置き、建築技術に就て此の問題を考へると、既に支那事變以來建築技術は幾度かの轉換を餘義なくされて來たことは事實である。そして現在の決戦段階に於ける比較的明確なる決意に到達する迄にはギリ押的な、極めて意志不鮮明な資材の規制によつてはなほだ齒切の悪い轉換の段階を無定見に摸索しつつ一步步追ひ上げられて來たと云ふのがありのままの姿なのである。

支那事變の進展と共に戦力増強の爲の建設に必要な資材と要員とが漸く膨大な量に達した段階に於ても、建設事業に對する戦時觀の思想統一に對しては明確なる國の意志表示がなされることな

く漫然たる資材の規制のみを以て之に當つた結果は貴重なる資材の不急建設への横流れや、建設見込の立たない工事の亂立の形となつて表はれ、その間に分散浪費せられた技術力や勞務資材の量は相當莫大な量に達し國家としての損失が漸く優慮されるに至つて居た。然しながら今や大東亞戰爭への移行は必然的に最早かかる逡巡や不徹底さを許さない段階に突入した。今こそ眞の重點建設が必要なのである。そして此の戦を勝ち抜く爲めには、限られた資材と勞務と技術との總量を如何に有効に活用して直接戦力の増強に無駄なく役立たしめるかと云ふことが絶體的な要件になつたのである。

この問題が措置として現はれたのが此の度の工作物築造統制規則であり、戦時建築標準規格の制定と、その法的強制なのである。そして統制規則の方は今後の建設を作戰の遂行、生産擴充國民生活の確保等戦争遂行上眞に已むを得ないものの重點建設たらしむる爲めの國家的意志の表示であり戦時建築標準規格の方は此の今後の重點建設に當り簡素單純化せられた戦時設計を統一的に標準化して、之により重要資材の節約を具體的に徹底せしむると共に、建設を急速化せんとする爲めの措置であつて、正に建築技術による戦力増強への協力體制が確立したとも云ひ得るであらう。

3. 戦時建築規格の制定と強制措置

支那事變の進展と共に漸く深刻化しつつあつた建築界に於ける資材、勞務者、更に技術者の不足は各方面に於て設計の規格化の必要を痛感せしめるに至つたのであるが、昭和16年10月頃當時建築學會内に於て活潑な活動を續けつつあつた建築設計資料集成委員會は、藤田幹事の發議により戦時下に於ける建築技術の適正化と能率増進に寄與すべく木造建物の戦時規範の作成に着手したのであつたが、現在の戦時建築規格制定の基礎は此の時既に發足して居たのである。その後昭和17年の8月に至り、規格原案作成の委嘱が技術院より學會に照會されるに及び建築規範作成委員會が現在の戦時建築規格作成委員會に發展した経違や、同委員會内に於ける各部會の編成等に就ては建築雑誌の本年3月號に詳細記載せられて居るから茲には

省略するが、各部會は殆んど連夜開催せられ、各委員の努力は筆紙に盡くし難いものがあると思はれる。そして此の學會の規格作成委員會によつて作成された規格原案は内閣に設置されて居る工業品規格統一調査會に移されて審議された上國定規格として決定公布されるのであるが、工業品規格統一調査會は内閣總理大臣の監督に屬し、各省大臣の諮問に應じ工業品の規格統一に關する事を調査審議する機關であつて、規格の決定機關ではないのである。工業の標準化及工業品の規格統一に關する事項は、技術院の處掌事項である爲、本調査會の運営は技術院が之に當り、その會長及副會長は夫々技術院總裁及次長なのである。

本調査會の構成は現在第1部會(金属材料)、第2部會(非金属材料)、第3部會(電氣機械器具)第4部會(一般機械器具)及航空部會の5部會より成り、各部會の下には夫々相當多數の専門委員會が設置されて居るのであるが、此の度の戦時建築規格制定の爲めには、昨年12月に第2部會に新たに臨時第6委員會が設置せられ、帝大の内田詳三博士を委員長として約30名に近い軍官學民の委員が發令され之が審議に當つて居るのである。

然しながら現在此の第2部會の下に建築全般の規格を審議する臨時第6委員會が設置されて居る形は極めて變態的であつて、過渡的措置に過ぎない事は勿論である。工業品規格統一調査會は戦時下に於ける規格の重要性が異加されつつある諸般の事情より擴充改組される機運にあり、その場合には當然建築に關する獨立した部會が設置されるべきものと思はれる。此の點は土木工作物に關する戦時標準規格を審議する爲過般設置せられた臨時第7委員會に就ても全く同様なのである。

さて統一的に標準化された規格の效果は之が工業界に徹底實施せられる事に依つて初めて生ずるのであるが、規格夫自身には何等の強制力がないのである。從來日本標準規格が兎角普及徹底しなかつたのは規格に強制力がない事と、日本の工業界が標準規格を受け入れて自己發展の利器たらしめ得るには經營、生産、管理等の諸方式や規模があまりに不統一であり、技術水準が不均等に運じた爲に外ならない。然し此の度の建築に關する標準規格はもともと其の出發點を異にし、戦局の現

段階に即應し、主要資材を極力節約すると共に、戦力増強上眞に必要な建設を効率的に遂行することを目的として、工作物築造統制規則による建築許可の標準ならしむる爲のものであるから特に強制措置がとられるに至つたのである。規格強制の方法としては製造事業法に依るか、物資統制令に依るかの方法が採られて居るのであるが、航空機規格の如きは前者に依り、今回の建築並に土木工作物に關しては後者に依つて居るのである。即ち前記工作物築造統制規則は國家總動員法を根據法とする物資統制令に基く商工省令として制定公布されたものであるが、その第2條及特に第11條の運用により商工大臣が規格を指定することに依りその規格が強制せられることになるのである。從來日本標準規格にしても臨時日本標準規格にしても國定規格としての意思表示が明確に爲された事はなかつたのであるが、此の度の建築土木關係の規格に於ては之が強制を受ける關係上、工業品規格統一調査會の答申が内閣總理大臣の決裁によつて國定規格として決定され、内閣告示の形によつて

公布される事となつたのである。

4. 戦時建築標準規格の構成等に就て

此の度の戦時建築標準規格は全體の計畫より細部に至る迄之を大系的に規格化せんとするもので建築界にとつて初めての事業であると共に、規格としても其の形式、内容に於て前例がないのである。而して從來の規格には商品としての賣買規格或は官廳の購買規格的な性格が極めて濃厚であつた。此の性格戦時規格に於ては先ず修正されねばならなのであるが、何れにしても大體素材規格とも稱すべきものが主なのである。もつとも航空機規格は大系的に規格化されて居るのであるが、之と建築とでは工業それ自身の性格が甚しく異なるのである。従つて此の度の規格の構成や内容の構想に就ては、學會に於ける規格作成委員會に於て大いに苦心された所であつた。そしてその構想は充分に確立されたと云ふ域には達して居ないのであるが、構成の概略を表示すれば次の通りである。

第一表 戦時建築標準規格の構成

1. 計畫規格	一般	1) 構造種別選定規準
		2) 材料選定に關する一般規準
		3) 斷面規格
	用途別建物	1) 居住用建物規格 (共同住宅、寄宿舎を含む) 本年四月一日公布、大綱部分のみ公布 臨時日本標準規格第346號
		2) 工場建物規格 (本年四月十五日公布、大綱部分のみ公布) 臨時日本標準規格第357號
		3) 學校規格
		4) 病院規格
		5) 事務所規格
		6) 倉庫規格
		7) 大張間構造建物規格
2. 構造規格		1) 構造計算規準
		2) 矩計規格
		3) 各都構造規格
		4) 各部仕上規格
3. 建具、雜作、雜種工作物規格		
4. 材料規格		

以上の中1の計畫規格中構造種別選定規準と居住用建物規格の大綱部分とは、夫々臨時日本標準規格第345號及同第346として本年4月1日に内閣

告示第3號を以て公布され、又工場建物規格中木造工場建物規格の大綱部分は臨時日本標準規格第357號として4月15日に内閣告示第6號を以て公布

されたことは周知の通りである。

此の度の親格の直接の目的が、重要資材の節約と建設の急速化とにある事は既に述べた通りであ

るが、此の目的と前記規格の構成内容とが如何なる關聯にあるかを示すと次表の通りである。

第二表 戦時建築標準規格の目的と構成内容との關係

1. 資材の節約	(1) 計畫の戦時化 (=用途的質の轉換) イ) 規模の規制 ロ) 適應性又は合目的性の低減 ハ) 設備及仕上の簡易化又は省略 ニ) 構造の選擇 ホ) 材料の選擇	→計畫規格に依り達成
	(2) 構造(仕上及材料を含む)の戦時化 (=構造的質の轉換) イ) 安全率の低減 ロ) 耐用命數の短縮 ハ) 代用資材への轉換 ニ) 部分強度と全體強度との調和(設計の合理化) ホ) 新技術の導入	→構造、建具材料等の詳細規格に依り達成
2. 建設の急速化	(1) 計畫の戦時化 (=簡素單純化) イ) 設計の標準化と種類の限定 ロ) 建物全體の互換性附與 ハ) 設備及仕上の簡易化又は省略	→計畫規格に依り達成
	(2) 構造(仕上及材料を含む)の戦時化 (=大量生産化) イ) 構造の合理化及單純化 ロ) 仕上工法の單純化 ハ) 構造部材建具等の種類の限定は互換性の附與 ニ) 常用材料の種類の限定	→構造、建具材料等の詳細規格に依り達成

即、資材の節約は此の度の戦時規格に課せられた最も主たる使命であるが、之が達成には先ず建築計畫の戦時化と云ふ事が根本的な問題となるのである。計畫の戦時化とは建築の用途的の戦時への轉換を意味するのであつて、此の戦時化された建築計畫を統一的に標準化したものを計畫規格と稱して居るのである。而して先ず建築の規模を規制して、之を最低限迄壓縮すると云ふ事は、戦時建築計畫の根本であつて、之に依つて從來時局の逼迫に對する認識の不統一の爲に生じて居た資材の浪費を規制して得られる節約の量は相當大であると思はれる。去る4月1日に公布を見た「居住用建物」に關する臨時日本標準規格は此の計畫規格の中の大綱部分のみが公表されたのであつて、従つてその内様は主として規模の規制に關するものである。

次に建築の適應性又は合目的性は常時に於ける設計々畫にあつては、建築の文化財としての價值を決する主要な要素であるが、戦時下資材の節約を圖る爲めにはその低減も又止むを得ないのである。

次に設備及仕上の簡易化であるが附滯設備は木造建物に於ける鐵鋼銅等の節約の最も大きな給源であると云へる。尤も既に資材の不足は附滯設備の實施を不可能にして居たのであるが、比較的資材を豊富に入手し得て居た方面の建築に於ては尙大いに之が簡易化を圖る必要を認める餘地なしとしないのである。又仕上の如きは極力之を省略する必要があるのである。

次に構造の適正な選擇は規模の規制と共に計畫の戦時化の根本である。即主要資材就中鐵鋼の節約を圖る爲には戦時下建設を必要とする建物をど

こ迄木造に代替し得るかの究極の節分を定める事が先ず大切なのである。「居住用建物」と共に去る4月1日公布を見た臨時日本標準規格第345號「建築物の構造種別選定規準」は同第355號「土木工作物の構造種別選定規準」と共に此の目的に沿つて制定された規格であつて、同じく4月1日に制定公布を見た工作物築造統制規則の第二條による鐵鋼工作物の特別許可の規準となるべきものである。次に材料の選擇即ち適正使用による節約であるが、これに關しては目下低強度セメントの有効利用によるポルトランドセメントの節約を圖るため、各種セメントの使用箇所の選定規準原案を作成中である。

次に資材節約の第二の手段は第2表に示した通り「構造の戰時化」である。即ち主要資材を節約する爲めには安全率も敢へて低減しなければならないし、耐用命數も15年又は10年、更に假設的なものに於ては5年程度に短縮する事も已むを得ないのである。次に統制資材を極力節約する爲めには代用資材への轉換が全面的に考へられなければならない。然しながら此の問題は充分の創意工夫によらなければ、兎角惡循環的行詰りに終り勝である。

次に「部分強度と全體強度」との調和の問題であるが、從來の木構造では各構造部分の強度が均一でなく、全體強度はその最も弱點を形成してゐる構造部分に依つて支配される場合が多いのである。從來の構造法による小屋の如きは構造物全體の綜合強度に比し、相當著しい過剰強度を有する例であつて、斯の如き資材の無駄は排除されねばならない。此の部分強度と全體強度との間に最も高度の調和がとれて居るのはやはり航空機であつて船舶にしても車輛にしても、之を航空機に比すれば遠く及ばないのである。そして建築物にあつても各部分の強度が何れの部分に於ても無駄なく全體強度に發揮される様な設計の合理化こそ望ましいのである。

そして以上の構造の戰時化による資材の節約は構造、仕上、建具、雜作、材料等の細部規格の制定實施によつて初めて達成し得るのである。

戰時建築標準規格の第二の目的は建設の急速化に役立つことであるが、之は第2表に示した通り

計畫規格に在つても、詳細規格に在つても、設計を標準化すると共に種類を極力限定し、構造其の他の細部を簡素單純化し、且つ互換性を與へることにより單に設計事務を施工事務を簡素化するのみならず、更に各部構造、部材、仕上、材料、建具等の計畫生産又は大量生産を可能ならしめることにより達成し得るのである。但し建設の急速化は單に規格のみによつては達成し得ないのであつて規格に基く建設に必要な資材の生産配給等が綜合的に計畫實施される事が必要である。臨時日本標準規格第345號「居住用建物」にしても、去る4月15日決定を見た同第357號「木造工場建物」にしても、何れも規模の規制と共に標準型の種類を限定して居るのである。併し之が建設の急速化に役立つ爲めには一刻も早く詳細規格が整備されることを必要とするのであるが、學會に於ける之等の原案は大體九分通り成案を得た現状にあるから6月末から7月上旬にかけて工業品規格統一調査會に於て之が審議を了し得る見込である。

5. 結

此の度の建築規格の直接の目的が主要資材の節約と建設の急速化にあることは既に述べた通りであるが、戰爭の現段階は既に生やさしい状態ではなく、敵の尙大なる物的戦力を撃破する爲に必要な我國戰時生産の増強は國民生活の總ての犠牲によつて初めて得られるのであつて、既に大巾の企業整備が斷行せられ、産業施設の多くは超重點産業に轉用され、紡績機械の如きは屑鐵として回收されんとしつつあるのが現段階の姿なのである。戰時規格による資材の節約が如何に痛切なる要請であるかは以て知るべきである。従つて此の度の規格では建築の質は最低限に迄切下げられねばならなかつた。建築技術は支那事變勃發と共に既に平和時代に發達した文化的技術的最高水準からは遙かに後退し、一部工場等を除き殆んど木造建築に移行したのであるが、更に之を壓縮簡素化しなければならないのである。

然しながら吾々は今や茲に一つの重大な問題に逢着したのである。すなはち吾々は建築技術界に於けるかゝる嚴肅なる現實の問題を以て技術の單なる後退と考へ、或はその受難時代と考へるべき

であらうか。此の様な考へ方は吾國家全體が運命をとして戦ひつゝある一大歴史的使命の前には全く無意味なのである。そして現在の状態を以て建築技術の一時的な假の營であると考へる態度がありとすれば、夫は此の大きな歴史的現實に對する逃避以外の何物でもないであらう。そして國家の危急存亡をよそにして存在し得る科學技術がありとすれば、はたして正道なりと云ひ得るであらうか。

現在の日本國民に命ぜられて居ることは、各自その受持つ分野に於て敵に突撃する以外の何物でもないのである。吾々は自己の持つ技術を以て最小の資材と要員とにより敵を撃滅する最大の効果を創造し、更に之を押し進めて大東亞の建設に迄發展せしめねばならないのである。かつて平和時代に發達した建築技術は今次戦による世界革命以前の歴史的、文化的發展の條件の中に育つた技術なのである。現在は歴史其のものがその發展の必

然によつて一大轉換を遂げつゝあるのである。此の現實と眞向から取組んで此の難題を克服する所に眞の日本的なる新築建技術發展への再出發の道があることを悟らねばならない。吾々は此の戦の眞只中に於ても將來の大東亞の雄渾なる建設への準備を怠つてはならない。然しその建設への出發點は現在のこの戦の中にこそあるのである。先ず勝つことが何よりも先決なのである。此の確固たる自覺の中にこそ自前の難題を克服し、國力の發展に寄與し得るの道が拓かれ得るものと思はれる。そして建築技術の將來は只此の一筋の道即ち戦に徹するの道を通じてのみ國運の進展と共に發展し得ることが約束されて居るのである。此の戦に徹してその中に自己創造の活路を拓かんとする不屈の戦時技術精神の把握なくして今後に於ける建築技術の飛躍的發展はあり得ないと信するのである。

(筆者は 企畫院技師)

電燈、電力各工事請負
照明器具製作販賣
電氣機器加工修理

共立電氣商會

市川正三郎

大阪市南區問屋町12番地
電話 南 ⑤ 5788 番

キャマライト



石油型
缶燈



代用品協會員

木山標記商事合名會社

大阪市阿倍野區阿倍野筋四丁目四八
電話 天王寺 ⑦ 0651 番・9313 番

1

支那事變が大東亞戦争へと發展すると共に、あらゆる技術面に規格が強化され、つひに建築物に對しても規格が設定さるゝに至つた、けれ共、建築面に類型を作ると云ふ事は必ずしも今日に始つた出来事ではない。ある一定の地理的環境とか或は使用目的又は生活條件の類似等のために、互ひに共通な類似した形式をもつてゐることは既に御存じの通りである。例へば、民家とか都市住宅の如をは之の例である、然し之れ等は長年月の間の撰擇の結果生れたものであつて意識的に作られたものでは無いかも知れない。けれ共その中にあつて特に注意すべきは吾國に於ける疊寸法に於ける規格がある。勿論疊の存在は古く筆者の知る限りでは「法隆寺流記資材帖」に見らるゝものであらうと思ふが、之れに記されてゐる疊が一定の規格寸法を持つてゐたかどうかについては知る由もない。他の木材等に寸法の記入があるのに對し、疊は只だ枚數で記入してあるところより察すると凡その寸法基準はあつたことと思はれるが、今日吾々の持つてゐる様な寸法基準は恐らく手工業が分業制度を採用する様になり、木割法の出来た頃強ひて云へば鎌倉時代に始まるのでは無いかと筆者は想像してゐる。

歐洲に於ても之れに似た古い實例の一つを、ローマ時代の煉瓦、或は中世に於ける石割に見出される。

この様に建築に於ける類型化又は規格化は必ずしも今日の發見ではない。しかしこの事を今日に於ける新しい課題として考へられるのは、之れを意識的に作爲し、それによつて建築生長を何らかの形に於て經濟的にしようとするところにあるのである。斯かる考へのもとに近代に入つては、歐

洲各國に於て多くの建築家を輩出してゐるのである。例へば、ル・コルブジエ、ブルノー・タウト、ワルター・グロピウス等である。

1914年より1918年に亘る第一次歐洲大戰はその間に都市住宅建築の甚しき欠乏と共に、建築材料の不足と高騰、それに加ふるに建築業關係者の廢業、轉職、死傷によつて加速度的に建築企業の萎微がもたらされた。そこで之れが解決のため當然考へられなければならない事は建築生産の機械化と工場制大量生産であつた、そしてその前提條件として既に建築物の規格化が考へられてゐたのである。例へば、グロピウスはその「國立パウハウス1916—1919」に於て次の様に記してゐる。「今日の様な時代に於てさへ、尙人々は輕便建築代用建築以外に眼を向けようとしない。このような考へ方では何ら根本的な結果をもたらすことは出来ない、それ故にパウハウスは、一つの研究檢閲を作ることをその任務とした、そこでは、技術家、商人、藝術家の仕事を結びつけ、住宅建築に付いての、經濟、技術及び形態上のあらゆる結果を統一的に結合するために努力する。この仕事の目的は家屋の出来る限りの類型化と、出来る限りのバリエーションの要求を實現するにある。この重大な問題は建築の各部分を類型化し、現實の様々の住宅に組立て、同時に、新しい空間的條件の下に、一つの箱型建築單位を多數に作り、それをそれぞれ住む人の人數と要求に應じて色々の住居機構に組立てることによつて解決される」私は當時硝煙の最中にあつたドイツの斯種問題解決の方向が那邊にあつたかを知る一つの資料としてこゝに使ひ古された一節を引用したのである。しかもこれらの新しい解決は建築材料及び技術の發達と相互關聯を有すること勿論である。さればこそ休戦による軍需工業の休止によつて生じた鐵鋼材の

新しい販路は、先づ工場建築、事務所建築に次いで住宅建築に向けられ、1926年にはドイツに於て最初の鐵装住宅の出現を見たのである。

これより先き、ドイツに於て、DIN（ドイツ工業品規格（が採用されたのは1917年であつた。そして、ドイツ規格委員會は建築規格に關して次の様な分類を決定してゐた。

1. 尺 度（型態）
2. 品 質
3. 材料試験法
4. 技術的處理
5. 建築作業（現場處理）
6. 記號及び圖示

2

前節に於て第一次世界大戰が建築家に對して規格設定へと注意を向けしめた事を述べた、何故なら近代に於ける戦争が工業の尠大なる生産力を要するから、都市への工業集中は必然的に都市住宅の拂底を生むのみならず、戦争の破壊力は戦線に限られることなく國內にまで及んだので、尙更この現象に拍車をかけられる結果となつたのは當然である。又戦線と雖も夥しき數の歸還兵に對する住居の不足は依然として存續し、之れに對處するため全建築家の注意が此の問題に集中した事も亦當然であり、又之れが解決のために、多量生産と廉價生産が目論まれ問題は乾式工法と最小限居住へと向つた事も御承知の通りであるけれ共世界大戰に對する關係が稀薄であり、經濟事情を異にする吾國に於てはその當時と雖も一部の研究者を除いては之れが研究の日程に上らなかつた様である。

然し遂ひにその時期が來た様である。即ち今次の大東亞戦争こそ建築物に規格を設定することを要求し出したのである。筆者の考へを以てすれば之れこそ建築技術に對する一大躍進への第一歩であると思ふのである。又そんな風に利用することこそ吾々の使命であると考えらる。

免に角今日となれば、建築物に規格を作ることが可能であるか？ 不可能であるかは問題たり得ない、既に臨時日本標準規格第345號に於ては「建築物の構造種別選定規準」を同第346號に於ては「居住用建物」を、又同第357號を以て「木造工場

建物」がそれぞれ出されたのである。之れ等の臨時日本標準規格を總稱して、以下私は「戰時建築規格」と稱することと致したいと思ふ。然かも之れ等の戰時建築規格は今度新しく發令された「工作物築造統制規則」に裏付けされて強制力を持たされる事となつたのである。

ところで建築技術自身が他の工業技術と大なる相違點を持つて居る如く、規格に於てもその發生利用方面に於て大なる相違を持つて居ることを吾々は知らなければならない。

例へば、他の部面に於ける規格が部品規格から次第に完成品規格へと發展して來たし又しつつあるのに比して、建築規格は突如として完成品規格に近い形を採つて現れたのである。之れは建築技術の特殊性と共に今までの歴史が然らしめたものであらう。故に規格のどれもが具體的に建築技術の指導に役立ち得ないかに見える。例へば梁間や軒高がその眞々の大さによつて定められても使用する部材の大さによつて、その内法寸法は各個に相違するが如くである。故に是の規格から遂に部品を規格化することも當分望み得ない。又各臨時標準規格の第一條には「統制物資の節約」が謳はれてゐるが、建築用資材にして今日統制物資に残るもの無き状態であるから、單に上述の如き規格化によつて幾何の統制物資が節約されるかも疑問たらざるを得ない。

斯く書いて來ると「建築規格」無價值論へと發展しそうであるが、筆者は斷じて左様には考へて居らないのである。詳細は後記するとして建築規格無價值と觀られる最も大なる理由は、根本的には建築技術が持つ他の工業技術に對する相違にあること勿論である。即ち、その現由の一つに建築規格を他技術に於ける戰時規格と同様に「資材節約」のためのものたらしめ様とする所に存するのでは無いだらうか。それと今一つは建築規格が部品規格を伴はずして今日突如として現れたことにも存する様である。之れを反面より解釋すれば建築規格の出現が遲きに失したとも觀られる。けれ共之れを今日より早い時期に於て制定することも決して簡単に可能であつたとも云ひ切れぬ。それは建築資材の持つ多様性をみたゞけでも明瞭である。又此の事が部品規格を産み得ない原因でも

ある。結局する所建築技術の特異性が今日に到るまで規格を産み得ず今日に到つて遂ひに斯かる餘儀ない規格を制定せしめたのである。だから今日こそこの規格に對して眞剣に考へ進歩的に利用すべき時機であると考へるものであると云ふことを重ねて強調しておきたい。

而して建築規格をして進歩的なものたらしめるためには、之を如何に處理すべきであらうか、先づ結論を云つてしまへば、建築規格の目標として勞務、資材の節約は第二段とし、建築工事の急速化と建築部品並に建築内部施設の互換性をその對策とすべきである。これこそ他の工業品規格より半分立ち遅れの状態にある建規規格をして今日の戦時下に意義あらしめ、且つ又將來に於ける建築技術の革命を豫約するものと云ふも敢て過言では無いと思ふ。

先づそのために採るべき方法を列記してみると大體下の如きものが考へられ様

1. 用途別建築種類の限定（個別的設計の縮減）
2. 寸法規格を圖面規格とすること
3. 建築内部施設、同附屬部品の規格化を圖るため内法寸法の類を統一すること

(1)は今日公表されつゝある規格に於ても之の目的は達成されつつあると思ふ。例へば工場梁間に於ては9m以上18mまでを7種類に限定して居る如きである。

(2)は(3)と關聯のあるものであるが此の點に付いては残念乍ら今日公表されつつある建築規格からは觀取されないのである。そのために將來に對する發展性をも認め難く、延いては建築規格無價値と考へられる根據をなすものと思ふ。之れに付いて目下大阪府に於ては府規格として考慮中であるが

讀者諸氏の御教示を乞ふ次第である。

3

「生産擴充」とか「生産増強」と云ふ言葉が今日生産技術界に於ける合言葉となつてゐることは御存知の通りである。けれ共建築家は此の言葉を建築技術自身に對しても合言葉であることを知る人は少いのではないだらうか。勿論今日生産と云ふ言葉は實際問題としては、軍需産業とか、五大産業に集中して、重點的にも考へられるが、それのみが此の言葉の正しい理解ではないと思ふ。尤も建築技術が生産増強に對して如何に處すべきかと云ふ事は考へられてゐる様である。このことは建築技術が他技術に比して從屬的であり、遲進性を有してゐる事にも原因してゐる。例へば鐵鋼の生産を前呈せずして今日の鐵骨建築或は鐵筋コンクリート造が不可能である如く、又昇降機其の他の機械設備の發達なくして高層建築の不可能なる如きである。けれ共そのために建築技術が生産技術で無いのではない。故に生産力増強も亦建築生産に對して大いに考慮し研究すべき問題なのである。之れに付いて今此處に詳述する事は出来ないがその一つの方法として曾て稱へられた建築の工場生産化があることは否めないと思ふ。然し此の方法も今直ちには實行至難と考へられる。然し乍ら何れにしても建築が工場生産化される前提として先づ建築規格が必要であると考へる。今少し之れを言ひ代へれば、建築規格の實施乃至施行無くして建築の工場生産は不可能であると考へる。吾々は此の點に於ても建築規格の設定又は之れが施行に付いて大なる意義と進歩性を認めなければならぬと思ふ。(2603.5.5.)

(筆者は 大阪府警察部建築課技師)

序

戦争には必勝の信念と決死の闘志こそ勝利への鐵則であるが、近代戦は又一面科學戰であつてこの精神力に加ふるに更に科學の進歩と、之を充分に活用し得る戦争資材の十分なる補給がなければならない。従つてその消費は實に莫大なものであり物資消耗戰とも言はれる所以でもある。

我々は前戦に飛行機を、戦車を一臺でも多く送らなければならない。太平洋、印度洋制壓のためには更に多くの艦艇が必要である。そして又共榮圈物資交流のために大型木造船増産に全國津々の造船所は全力を盡して居る。それ故に各種の資材に亘りその需要數量の夥しいことは當然の事である。然るに是等の原料資材は如何に生産増強に努力しても、そこには自ら限度がある。従つてこの限られた資材を聖戰目的完遂のために最も効果的に使用しなければならぬ。そこに物資統制の重要性があるのである。

建築關係に於ては於ては支那事變勃發後3ヶ月にして、鐵鋼工作物築造許可規則の發令されたの銑を始めとし、銅使用制限規則、鋼製品の製造制限鐵鑄物の製造制限、鉛・亜鉛・錫等使用制限規則、木造建物建築統制規則等相次いで制定せられたのである。然るに支那事變は大東亞戦争へと展開せらるるに至り、益々主要資材の重點的統制の強化が要望せられるのは必然の趨勢である。依て商工省に於ては今回従前の鐵鋼工作物築造許可規則及び木造建物建築統制規則を廢し、是を一括強化して工作物築造統制規則を制定し4月1日から實施して居るのである。

規則の特性

特性と言ふ言葉は適切でないが、従前の鐵鋼工作物築造許可規則や木造建物建築統制規則に比較して改正せられ、強化せられた點を擧げてみると

一、先づ第一は規則制定の根據である。今回の工作物築造統制規則は國家總動員法第8條に基き制定されて居る物資統制令第15條に依り發令されたものであつて、鐵鋼工作物築造許可規則や木造建物建築統制規則が法律「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件」に依り制定せられたのに比し、この點から考へても、強力化されたのが窺はれる次第である。

國家總動員法第2條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

6. 國家總動員上必要ナル土木建築用物資及照明用物資

國家總動員法第8條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

物資統制令第15條 主務大臣ハ統制物資ノ使用又ハ消費ヲ爲ス者ニ對シ統制物資ノ使用又ハ消費ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限若ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

規則第1條 參照

二、次に規則適用の範圍が一躍何倍にも擴大された事である。

1 統制資材に於て從來は鐵鋼と木材を使用する場合にのみ規則を適用されて居たのが、今回は之に加ふるに更に鐵鋼製品、セメントを使用する場合をも規則の適用を受けることになり、従つて石造でも煉瓦造でもトロを使用することによつて適用を受けることになるから、從來の様に煉瓦造だからと云つて脱法的贅澤は許されなくなつた。

規則第2條
告示1及5ノ(6)參照

2 統制對象に於て鐵鋼を使用する場合は従來も工作物であつたから大體従前通りであるが鐵鋼を使用しない場合は従來木造建物だけに

限られて居たのが、工作物即ち人工的に土地に築造された一切のものが対象となつたので、今迄は門や塀さへも含まなかつたが、これからは門、塀は勿論のこと櫓、塔、煙突、土留、擁壁、岸壁、溝池、間門、橋梁、道路、隧道線路、電柱、瓦斯配管、給排水配管、鑿井等から工場の爐、機械の基礎に至るまでも適用を受けることになつた。

道路も土留も築山も給水施設も一應工作物ではあるが、之を造るのに木材、セメント鋼管、鑄鐵管を使用しない砂利道、石崖や鉛管、エタニットパイプ、ヒューム管だけしか使用せぬ給水施設は資材の關係で工作物築造統制規則の適用を受けない。又機械や汽罐の様に既に製品として製作されて居るものは工作物ではないが、是を据付ける時鐵鋼或は鐵鋼製品、木材、セメントを使用すればその基礎なり支柁なりが工作物として規則の適用を受けるのである。

工作物 人工的作業ニ依り土地ニ築造サレタル一切ノモノ。必ズシモ地上物タルヲ要セズ、又土地ニ附着セシメタ物デナク土地ソノモノニ工作シタ隧道、溝渠等モ工作物デアル。

(建築學會住宅委員會決定「住宅用語」ヨリ)

- 3 工事に於ても規則の適用を受ける範圍が擴大された。即ち従來は許可申請の大部分を占める木造建築については新築、増築、改築の場合のみであつたのが(鐵鋼工作物は従來も築造許可であつた)今後は新築、増築、改築は勿論のこと移轉、修繕、變更の場合をも含めて總て築造と稱し、規則の適用を受けることになつた。従つて市街地建築物法の適用のない修繕、變更の場合も工作物の許可を要することになつた。

規則第1條参照

- 三、統制強化の目立つた點は規則適用範圍の擴大も然ること乍ら鐵鋼工作物については築造禁止を原則とし、一般には許可の申請をもなし得ない事とし、特定の緊要工作物の場合に限り商工大臣の許可を受けて築造し得る事になつたことである。又鐵鋼を使用しない工作物は原則として地方長官の許可を受けて築造し得ることになつて居るが、時局柄不急の築造として商工大臣

の指定した工作物は、許可申請をなし得ないことになり、従來の許可になるならぬは別として申請する事に制限のなかつたのとは大きな差異である。

規則第2條第3條参照

- 四、次は従來の規則に嘗て見られなかつた規格の強制である。過般技術院に於て時局下建築、土木に關する建設の急速化と勞力、資材の節約を計ると共に決戦下生活の規準を目標として、臨時日本標準規格を設けたのを直ちに實踐に移したものである。

規則第11條 参照

- 五、最後は許可を受けて築造した工作物の用途を變更する場合、従來は竣工後一ケ年以内の時に限り許可を受けなければならなかつたが、今後は竣工後何年経つても許可を受けなければ用途を變更することゝな出來なかつた。この事はその工作物を築造した人のみならず譲り受けた人でも同様である。

規則第9條 参照

規則の概説

今回の工作築造統制規則は、規則と告示と臨時日本標準規格の3者を對照して見なければならぬので、判り難いと思はれる。次に解説と云ふ程ではないが理解し易い様にこの3者を纏めて説明に代へることにする。

一 指定鐵鋼を使用する工作物

商工大臣の指定した鐵鋼即ち軌條、形鋼、棒鋼、厚1耗以上の鋼板、鋼管、鑄鐵管(以後指定鐵鋼と略稱させていただく)を材料として使用する工作物は築造禁止が原則ではあるが、下記の場合に限り築造(新築、増築、改築、移轉修繕、變更)する事が出来る。

- 1 工作物の築造工事の爲必要な假設工作物を築造する場合(道路工事のトロツコのレールを敷設したり、工事現場用の給水配管施設等がその例である)
- 2 神社の用に供する工作物を築造する場合、(本殿、拜殿、社務所等神社本來の用に供するものに限る。神樂殿等は含まない)
- 3 鑛山の坑道、軌道、配管設備又は坑内工作物を築造する場合。

4 指定鐵鋼に付ては當該工作物の材料として使用されたもののみを材料として使用して當該工作物を築造する場合。(鐵骨建物、鐵板烟突、配管施設の移轉等の場合に該當するが原則として敷地外への移轉は認めない)

5 下記何れかに該當し鐵鋼構造以外の構造では築造困難であつて、商工大臣(特定の場合は地方長官)の許可を得た場合。

(イ)、次の事業又は施設の用に供する工作物であつて、重要施設を防護或は支持するものの海水又は藥品等の影響大なるもの、特に高熱を受けるもの、復舊甚だしく困難なもの或は軟弱な地盤に施工するとか、甚だしい振動を受けるとか、振動防止の必要があるとか、特に高さが高いとか、張間が大きいとか荷重・水壓・土壓等が大なる時

(1)鑛業

(2)土石(石灰石、ドロマイト、加里原鑛、ペントナイト又は耐火粘土に限る)採取業(石灰石、粉末製造業を含む)

(3)製鐵業及鍛鋼、鋼索、高壓容器又は硬鋼線の製造業

(4)非鐵金屬製鍊業及銅又は銅合金の管、線、棒又は板の製造業

(5)輕金屬製造業及輕金屬の管、線、棒又は板の製造業(水晶石又は弗化アルミニウムの製造業を含む)

(6)輕合金製造業

(7)電極製造業(ピッチコークス製造業を含む)

(8)兵器製造業

(9)工作機械製造事業法及重要機械製造業法の適用を受くる工作機械製造業及重要機械製造業

(10)自動車製造事業法の適用を受くる自動車製造業

(11)造船業(造機業を含む)

(12)航空機(滑空機を含む)製造業

(13)石油精製業(混合加工油製造業を含む)及人造石油又は代用液體燃料の製造業

(14)アルコール製造業

(15)重要化學工業品製造業

(16)航空輸送事業

(17)電力施設

(18)瓦斯施設

(19)通信施設

(20)鐵道、軌道又は索道の施設

(21)道路、港灣、河川、運河又は砂防の施設

(22)橋梁又は墜道の施設

(23)航路標識施設

(24)給排水施設

(25)水利又は耕地擴張改良の施設

(26)航空訓練施設

(27)科學技術研究施設

(ロ)、次に掲ぐる危險物の製造、貯藏又は處理の用に供する工作物

火藥、爆藥、銃用實包空包、銃用雷管、工業用雷管、鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、硝酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、金屬カリウム、金屬ナトリウム、キシロール、ピクリン酸、ピクリン酸鹽類、テレピン油、第一種石油、第二種石油、第三種石油、燐寸、セルロイド、壓縮ガス、液體ガス、石炭ガス、可燃性ガス、カーバイド、マグネシウム、過酸化水素水、過酸化カリ、過酸化ソーダ、過酸化バリウム、二硫化炭素、メタノール、アルコール、エーテル、アセトン、醋酸エステル、ニトロセルロース、ベンゼール、トルオール

備考

一、石油トハ原油、原油ノ分溜製品(殘滓ヲ含ム)及其ノ分解製品並ニ天然「ガス」ノ分離製品ニシテ常溫ニ於テ液狀ヲナスモノヲ謂フ

「タール」類ノ分溜油、頁岩油、石炭液化油其他之ニ類スル燃料油又ハ之ヲ石油ト看做ス石油ニシテ「アーベル」又ハ「ペンスキー、マルテンス」閉塞發焰試験器ヲ用ヒ760mmノ氣壓ニ於テ21°C未滿ノ溫度ニテ燒焰スルモノヲ第一種21°C以上70°C未滿ニテ發焰スルモノヲ第二種70°C以上ノ溫度ニ達セザレバ發焰セザルモノヲ第三種トス

二、「セルロイド」中ニ「ハフィルム」以外ノ加工品ヲ含マズ

三、「アルコール」中ニハ變性「アルコール」ヲ含ム

四、可燃性「ガス」トハ石炭「ガス」以外ノ「ガス」ニシテ例ヘバ水素「ガス」天然「ガス」「メタンガス」等ノ如キモノヲ謂フ

(ハ)防空上緊要なる工作物

(ニ)鐵鋼構造とせざれば保安上其の他に重大なる支障を來す虞ある工作物

(ホ)前記「イ」乃至「ニ」以外の工作物にして其の築造が、其の屬する事業又は施設の維持、保存上眞に已むを得ないもの

前述の場合以外には指定鐵鋼を使用して工作物の築造は許可申請さへ出來ないのである。1乃至4は許可なしで築造出來るのである。

尙5の場合で特に地方長官の許可となるのは次の場合である。

イ 地方公共團體（道府縣、市町村、市町村組合）が地方費を以て工作物（鐵道又は軌道の施設の用に供するものを除く）を築造する場合

ロ 使用する指定鐵鋼の數量の合計が1廻以下なる場合但し前記（イ）の場合を除く。

規則第2條、告示1,2,3,4

臨時日本標準規格第345號及第355號

参照

二 指定鐵鋼を使用しない工作物

指定鐵鋼を使用しない工作物を築造するには下記の場合を除き地方長官の許可を受けなければならない。但し臨時資金調整法に基く事業資金調整標準の丙に屬する事業又は施設の用に供する工作物を新築、改築又は増築する場合（軍施設、軍需工場建設等に伴ひ發展著しき地方で商工大臣特に指定せる區域のもの、行政官廳の指示に基くもの、法令に基く命令又は行政官廳の指導、幹旋に依る企業整備上必要なものを除く）は許可申請を爲すことが出來ない。

1 工作物の築造工事の爲必要な假設工作物を築造する場合。（工事場の詰所、下小屋、物置、飯場等が該當し、本工事が3年4年に亘る場合は是も3年4年の長期間存置することは差支へないが、本工事終了の際は速かに除却しなければならぬ）

2 神社の用に供する工作物を築造する場合

3 鑛山の坑道又は坑内工作物を築造する場合

4 行政官廳の命令に依り又は國の補助金の交付を受け防火改修の爲工作物を築造する場合

5 1戸當りの床面積（延坪）50平方米（約15坪）以下の普通住宅を新築する場合及び増築、改築、移轉、修繕又は變更に依り1戸當りの床面積50平方米以下の普通住宅と爲す場合

6 工作物を築造する場合（普通住宅を増築、改築、移轉、修繕又は變更し之に依つて床面積増加となる場合を除く）鐵鋼及鐵鋼製品並にセメント、木材の何れをも使用せず、又は使用するも使用數量（當該工作物の材料として使用せられた下表資材を使用する場合は當該使用數量を除く）が何れの材料に關しても下表數量以下なる場合

工作物	鐵鋼（指定鐵鋼を除く）及鐵鋼製品（電線及右欄に掲ぐるものに限る）	薄鋼（板、圓筒、管、煙突又は雨押に使用するものに限る）	セメント	木材（合板及耐火木材を含む）
國又は道府縣の補助金の交付を受け築造する道路、港灣、河川、砂防若は橋梁の施設又は水利若は耕地整理改良の施設の用に供する工作物	50	0	3,000	50
指定鐵鋼を使用する工作物の5のイに掲ぐる事業又は施設の用に供する工作物（上欄に掲ぐる工作物を除く）	50	10	1,000	50
堆肥舎	20	0	2,000	20
尿貯溜槽	10	0	2,000	10
厩舎	30	0	800	40
乳牛舎	30	0	2,000	40
役牛舎	30	0	800	20
豚舎	20	0	500	10
サイロ	10	0	500	10
收納舎又は作業所	30	0	200	40
上記各欄に掲ぐる工作物以外の工作物	10	10	200	10

補強金物、ボルト、釘等は鐵鋼製品とす。

薄鋼板とは厚1牒未満のものを謂ふ。金屬を鍍金したるものも含む。

カタラスターはセメントに含まず。

道府縣に於て工作物を築造する時は第2欄に因る。

鐵鋼から指定鐵鋼を除き薄鋼板は使途を限定しあるに付注意すること。

從前の木造建物建築統制規則では總ての建物

を面積を以て制限したが、工作物築造統制規則では普通住宅以外は使用資材の數量を以て制限した。それは對象が一切の工作物で建物以外のものは面積で抑へられないからである。

延坪50平方米以下の普通住宅（専用住宅）は工作物築造の許可を要しないが、では50平方米以上は申請さへすれば許可になるかと言ふと、特に已むを得ぬ事情——例へば家族數が多くて狭過ぎる場合、それも1人當り10平方米を限度とし最大限80平方米の範圍で考慮する程度である。80平方米以上は許可至難である。又雇人はこの場合家族數に算入しない積りである。

1戸當り50平方米は決戦型規準であつて、現今一般には是で辛棒していただかなければならない。事實ガダルカナル島其他の第一戦の記事を読んだら不服はない筈である。木造建物建築統制規則の100平方米が半分の50平方米になつたのである。ここでは普通住宅と言つて居て業務用建物と併用の場合は延50平方米以上でも差支へないかに思はれるが、それは許可の際住宅部分については普通住宅の規準で取締ることは申すまでもないことである。股販産業の工場附屬住宅なるが故に100平方米でもよいと言ふのではない。

「6」の括弧内當該工作物の材料料として云々は同一敷地内に於ける場合を指し、敷地を超えて他へ移轉した場合は該當しない。

諄い様ではあるが50平方米迄は許可を要しないのは普通住宅だけであつて、住宅以外の建物は前記表の數量を超えて使用する時は例へ3坪でも4坪でも許可を要する。然し住宅の場合は50平方米を超えると例へ半坪でも許可を受けなければならないが、住宅以外の建物は前表數量以下なら現在50坪100坪のものでも4坪や5坪の増築は許可を要しない。却て從來の木造建物建築統制規則の場合よりも緩和された形である。と言つて是迄不急の建物として増築の許可を得られず、我慢して來たもの迄工事を慫慂するのではない。矢張り時局柄辛棒して欲しいものである。

尙前述の事業資金調整標準の丙に屬するものであるが、之も前表最後の欄記載數量以下での

工事なら増築、改築も出来る。（工作物築造統制以外の取締法令上の制限は別である）又申請を爲し得ないのは新築、改築、増築の場合であつて、保存上、利用上已むを得ない修繕、變更の申請は爲し得るのである。是に屬する業務は相當に多く目星しいものを擧げてみると

織物業（亞麻織物を除く）紡織業（亞麻糸を除く）寫眞機・幻灯機・活動寫眞機製造業、樂器類製造業、音盤製造業、石鹼及化粧品製造業、製菓・製飴業、致酔飲料製造業、調味料製造業、清涼飲料水製造業、製粉業、賣藥製造業、製帽業、萬年筆・鉛筆・クレヨン製造業、印刷製本業、金庫製造業、木製家具製造業、昇降器製造業、屋根瓦製造業、娛樂及興行に關する事業、博覽會、貸席、料理屋、旅館、理容館、百貨店、貸事務所、新聞紙發行及圖書雜誌出版業、金融業（銀行、信託・貸金・質屋）保險業、不動産賣買業
この外澤山にある。前述の様に官廳の指示、命令等に依つて申請し得る場合もあるが、是はと思はれるのは設計着手前先づ調査せぬと無駄な骨折になる場合がある。

規則第3條 參照
告示5,6

三 規格の指定された工作物

商工大臣が工作物の築造について規格の指定した場合はその規格によらなければ築造が出来ない。現在では寄宿舎、共同住宅及床面積（延坪）80平方米以下の普通住宅を新築する場合に下記規格が適用される。

- 1 建物は平家建及2階建の2種とす
- 2 普通住宅は1戸建、2戸建及長屋建（6戸建以下）の3種とす
- 3 長屋建は1戸當りの床面積24平方米（約7.3坪）以上とす
- 4 2戸建は1戸當りの床面積28平方米（約8.5坪）以上とす
- 5 1戸建は床面積46平方米（約14坪）以上とす
- 6 共同住宅は1世帯當りの床面積15平方米（約4.5坪）以上28平方米以下とす
- 7 寄宿舎は1人當りの床面積10平方米（約3坪）以下とす

8 寄宿舍の就寝に供し得る居室は1人當りの床面積2.5平方米(約0.75坪)以上とす

この規格は許可の申請を要しない即ち50平方米以下の普通住宅にも適用される。

規格と言つても設計々畫に對するもので平面まで決定されてないが、貸家等ではそれもし得ると思ふ。この規格によると1戸建は床面積46平方米以上であるから、結局46~50平方米となり平面も決定出來さうである。唯この規格「5」は平時なら兎も角現下では強制の要がないと思ふ。寧ろ敷地面積が之に比例して過少にならぬ様抑へる事が望ましい。

長屋には重層住宅も含まれる。従つてその場合は6戸建即ち3戸竝んだ、上下で計6戸のものが最大戸數となるわけである。

尙臨時日本標準規格にある床面積に對する就寢室面積合計の比率の規定——共同住宅と1戸建住宅では50%、2戸建では52%、長屋建では55%を標準とする規定を指定から除外して居るが、之は許可方針の基準として採用されるから、設計に當つては矢張り考慮せられたい。

指定された規格は現在上記の通りであるが、今後更に集團住宅、工場、倉庫等にいつても順次規格が指定されるものと思ふ。然しその場合は規格が指定された際に現に工事中のものには適用されない。

尙本規定による規格とは別途のものであり今のところ強制にまで至つてないが、大阪府に於ては既に烟突、工場の作業場等の規格を規定し一般に懲憑して居る。之は平面、立面、各使用部材寸法まで決定され何號型烟突又は作業場として申請すれば配置圖の添附だけで他は省略し得るわけである。

規則第11條

告示8

參照臨時日本標準規格第346號

參照

四 罰 則

正常な事由なく豫定通り工事に着手せず或は竣工せぬ時は許可を取消したり、規則に違反した時はその工作物の取毀し、改築、變更、或は使用の制限、禁止を命ぜられることがある。

規則では以上の行政處分しか規定されてないが、前述の通りこの規則は國家總動員法に基い

て居るので、この法律による司法處分をも併せ受けることになる。即ち

- 1 規則違反にした場合は10年以下の懲役又は5萬圓以下の罰金
- 2 規定に依る報告を怠り又は虚偽の報告を爲した場合は千圓以下の罰金
- 3 關係官吏の臨檢検査を拒み、妨げ又は忌避した場合は6ヶ月以下の懲役又は500圓以下の罰金

以上の次第であるから築造主は勿論のこと、設計者、施工者に於ても充分に注意せられ、規則を辨へない築造主は懇切に指導し違反防止に御協力をお願いいたしたい。

國家總動員法第8條、第31條
同 第31條ノ2、第38條、第42條 } 參照
規則第12條

五 申請手續

手續に關しては夫々各府縣に於て施行細則を制定し之に詳細規定して居る。各府縣同一ではないが大差ない筈である。次に大阪府の扱を簡単に述べるならば

- 1 指定鐵鋼を使用する工作物の申請書は建築課へ直接提出し、それ以外のものは工作物を築造する場所の所轄警察署へ提出する。
- 2 商工大臣宛の申請書は3通、届書(竣功・廢罷等)は2通、知事宛の申請書は2通、届書は1通提出すること
- 3 申請書には下記資材につき配給の割當を受ける官廳又は統制圖體のあるものについてはその官廳又は統制圖體の割當見込書を、配給割當のないものについては入手見込書を添附することになつて居る。但し建築課で割當をして居るものはその必要がない。

鐵鋼、鐵鋼製品、セメント、セメント瓦、厚型スレート、石棉スレート、毛木セメント板、粘土瓦、網入ガラス、板ガラス、木材、合板、耐火木材、アスファルト、アスファルト又はコールタールを浸透せしめたる防水紙

- 4 知事の許可を受ける場合は市街地建築物法や建築取締規則の願届事項を併記してよい。
- 5 竣功又は工事廢罷した場合は速かにその旨届出のこと。

- 6 瓦斯、給排水施設の應急修理の場合は所轄警察署の承認を受けたならば、修理工事完了後に申請書提出も已むを得ない特例として處理する。

規則第5條、第6條
告示7
細則第1條及第3條乃至第8條 } 参照

六 工事中の工作物

工作物築造統制規則の施行された去る4月1日本規則を日現に工事中のものについては原則として適用されないが、工事中なる旨至急届出を要する。然しそれも既に期日経過したので今更説明を要しないが、指定鐵鋼を使用した工作物について今後も關係ある事項を述べてみると

下記事業又は施設の用に供する作業場、鐵塔、煙突、軌道、索道、起重機、タンク、配管設備、貯藏庫以外のものは6月1日以後工事を中止して商工大臣よりの工事繼續、引續き工事中止の指示又は工事廢罷の命令を待たなければならぬ。この指示、命令は11月末日迄にされる筈である。この廢罷命令のあつた際の損失補償の請求をなさんとする時は命令のあつた日から3ヶ月以内に請求しなければならない。

- (1) 鑛業（銅、鉛、水銀、亞鉛、鐵、マンガン又は石油を目的とするものに限る）
- (2) 製鐵業
- (3) 銅、鉛又は亞鉛の製煉業
- (4) 輕金屬製造業
- (5) 輕合金製造業
- (6) 兵器製造業
- (7) 工作機械製造事業法第3條及重要機械製造事業法第2條の許可を受けたる工作機械製造業又は重要機械製造業
- (8) 造船業（造機業も含む）
- (9) 航空機製造業
- (10) 石油精製業（廢油再生業を除く）及人造石

油又は代用液體燃料の製造業

- (11) アルコール製造業
- (12) 重要化學工業品（硫酸アンモニヤ、硝酸、鹽化加里、酸素、航空燃料助劑、非鑛物油性潤滑油、タール系中間物、カーバイト、合成樹脂、メタノール及同誘導品、アセチレン系誘導品、醱酵ブチルアルコール又は醱酵アセチレンに限る）⁴製造業
- (13) 電力施設
- (14) 瓦斯施設
- (15) 通信施設

尙工作物で從前の鐵鋼工作物築造許可規則又は木造建物建築統制規則により届出をなし又は許可を受けて工事中のもの、又は工事完了のものは今後も從前の鐵鋼工作物、木造建物の規則の適用を受ける。即ち設計變更の生じた際は夫從前の規則によつて手續をなし、又竣工後に用途の變更をする時或は違反については從前の規則によるのである。

規則第18條乃至第24條
告示9
細則（大阪府）第11條 } 参照

結

今回の工作物築造統制規則は、從來の鐵鋼工作物築造許可規則や木造建物建築統制規則に比し非常に強化され、その影響するところ亦大であるが更に進んで假令許可を要しない範圍のものでも眞に已むを得ない場合の外、築造は極力之を見合せると共に現存のもの利用、活用に努めたならばそれによつて節約された鐵鋼、セメント、木材は兵器に砲臺に兵舎に或は重要工場の作業場となつて、米英擊滅の力強い雄叫びをあげるものである。時局下限られた物資を戦力増強一途の國家目的達成に振向けるためには、銃後の我々は忍べるだけ忍び、否忍び得ない不自由にでも耐えて國策の向ふところへ邁進すべきである。

（筆者は 大阪府警察部建築課技師）

大型焼夷弾實驗

(昭和18年6月12日・中部軍司令部後援)

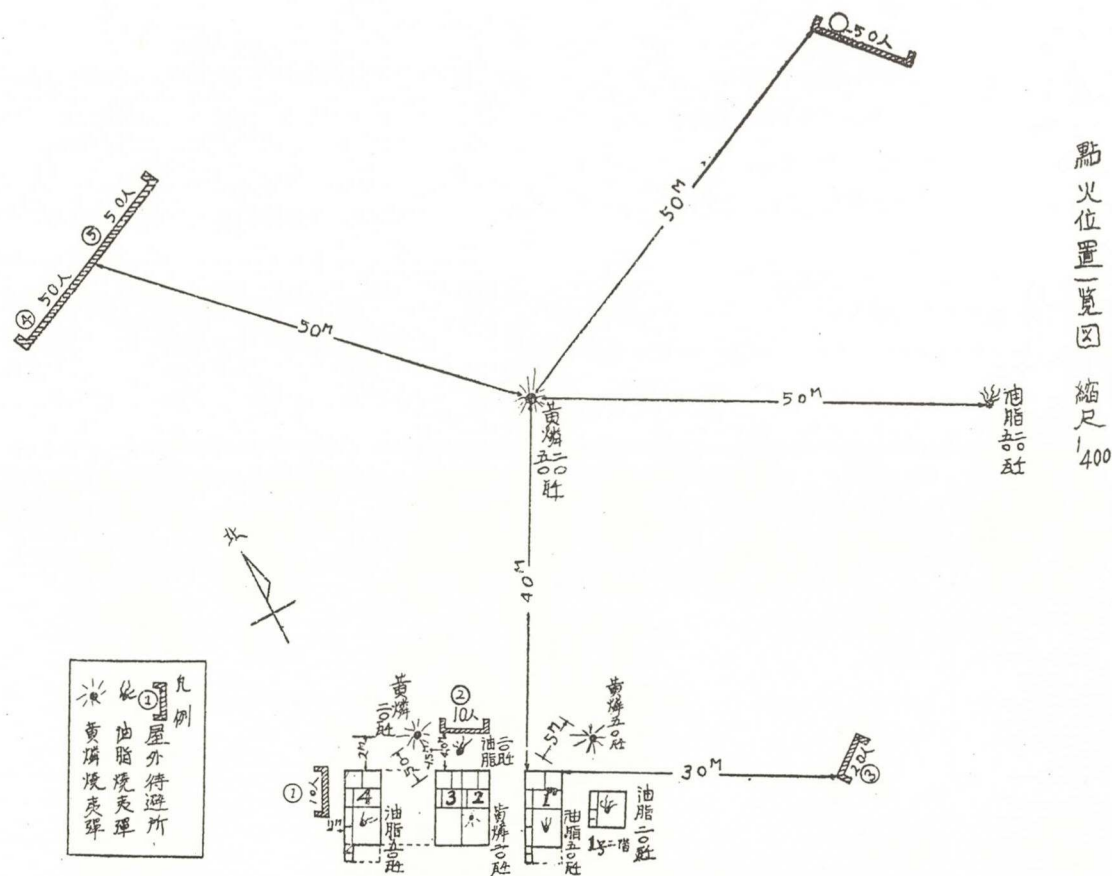
竹内佐平治

去る2月14日大阪市の新淀川公園で大型焼夷弾の實驗演習が行はれた。大阪師團指導、中部軍後援、大阪新聞社協賛の下に大阪府、市の主催で實施したが、之と前後して神戸、京都、東京、名古屋の各地でも同様の實驗が行はれた。

近時空襲に用ひる焼夷弾が各國其次第に大型となつて來たので、從來概ね10疋級以下の焼夷弾で教育訓練されて居る市民に大型彈の威力を認識させ、その消火要領を示して、對策宜敷を得れば決して恐るるに足らず之を克服し得るの確信を得さ

せるのが目的であつた。と同時に若干の調査をも行つたのであるが、之はどこまでも附隨的な意味で簡単な記録を残すに止めた。従つて本稿では此の實驗から結論を述べる事は差控へて實驗の状況を報告するに止めたいと思ふ。

尙當時既に大型焼夷弾の性能及消火要領に就ては、陸軍築城部本部及内務省等の基本的研究に依つて指導要領が出來上つて居たので終りに附加することとする。



1. 實驗演習概要

使用焼夷弾は、油脂弾20匁及50匁を各3發、黄燐弾20匁及50匁を各3發、計12發である。

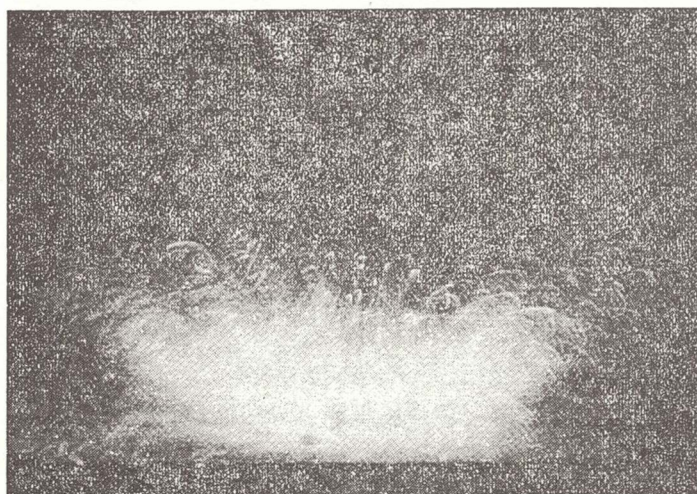
供試物は木造瓦葺2階建家屋1棟1戸及同平屋建2棟3戸、着火試験物料各種、待避壕數基、動

物、その他防火器材等である。

消火演習参加者は大阪市北區天満橋筋6丁目南町會第2隣組、同北町會第7隣組、同樋ノ口町會第2隣組で各隣組共男女混成の10名である。

實驗順序は下表の如くである。

回次	彈 種	實驗項目	發火場所	隣 組 員	實 施 概 要
1	油脂弾20匁	威力實驗	中央廣場		半徑10m範圍に供試物を置き着火燃焼狀況を觀察す
2	" 50匁	同 上	同 上		同 上
3	" 20匁	待避消防基本訓練	2號家屋北方2米の地點	北町會第7隣組11名	1. 近接家屋への着火延焼狀況を觀察す 2. 隣組員を待避壕に待避せしめ爆燃と同時に消防基本活動を行ふ
4	" 20匁	待避、消防訓練	1號家屋2階6帖の間	南町會第2隣組11名	隣組員を待避壕に待避せしめ爆燃と同時に馳付け消防活動を行ふ
5	" 50匁	待避、消防救護訓練	4號家屋6帖の間	樋ノ口町會第2隣組11名	1. 屋内待避所に動物を入れる 2. 爆燃と同時に隣組員馳付け消防及救護活動を行ふ
6	黄燐弾20匁	威力實驗	中央廣場		半徑30mの範圍に供試物件を置き飛散、着火燃焼狀況を觀察す
7	" 50匁	同 上	同 上		同 上
8	" 20匁	待避消防基本訓練	3號家屋西方5mの地點	南町會第2隣組11名	1. 近接家屋への破壊着火、燃焼狀況 2. 隣組員は待避し爆燃と同時に馳付け消防基本活動
9	" 50匁	同 上	1號家屋東方5mの地點	北町會第7隣組11名	同 上
10	" 20匁	待避、消防救護訓練	2號家屋6帖の間	樋ノ口町會第2隣組10名	1. 屋内待避所に動物を入れる 2. 隣組員は待避し爆燃と同時に馳付け消防及救護活動を行ふ
11	油脂弾50匁	待避、消防訓練	1號家屋1階6帖の間	隣組員11名	隣組員は待避壕に待避し、爆燃後1分を經過し馳付け消防活動を行ふ
12	黄燐弾50匁	威力實驗	中央廣場		夜間の飛火、着火、燃焼狀況を觀察

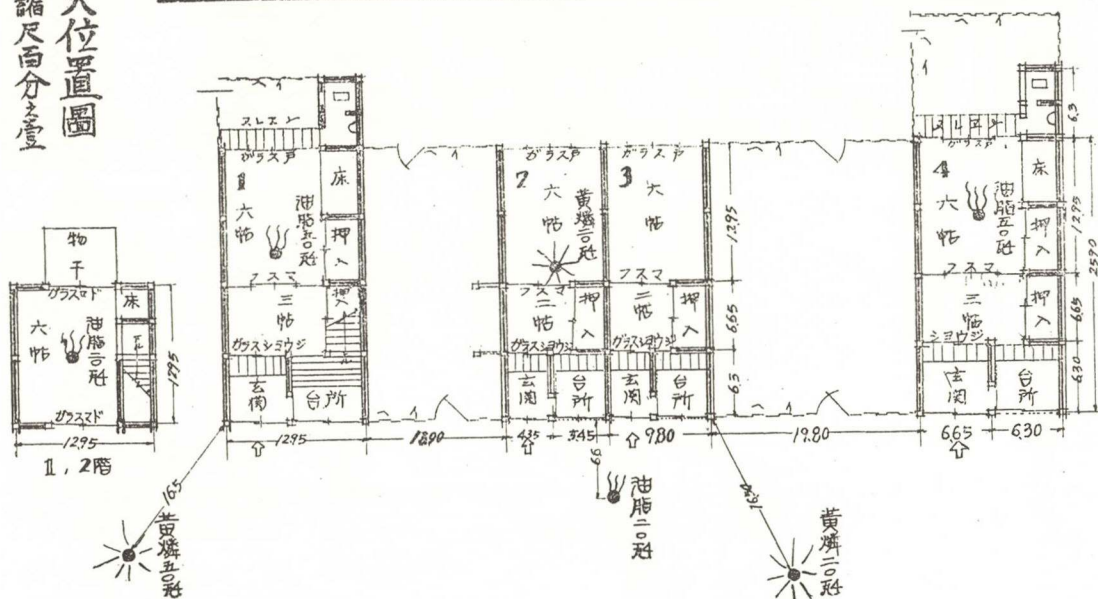


50匁黄燐弾夜間爆發の狀況

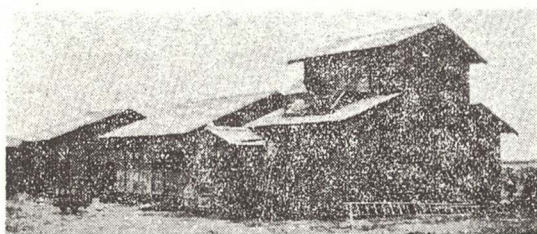
實驗家屋は3棟4戸で別圖の如く2及3號は2戸長屋である。此の4戸を1列に並べ相互間は前後に板塀でつなが。間取は大阪の代表的のものを選び兩側面は壁とし前後に開口部を設く。基礎は玉石地形、要所杭打、外壁は眞壁とし一部は杉堅羽目張、屋根は土居塗（2號、3號を除く）の上に瓦葺、間仕切は眞壁、天井は棹縁天井とす。規模は次表の如し

供試家屋及點火位置圖

縮尺百分之一



番 號	階 數	建 坪	延 坪
1	2	8.5	12.6
2	1	6.0	6.0
3	1	6.0	6.0
4	1	8.5	8.5
計		29.0	33.0



供試家屋全景

各家屋共各種家具類及燃料を裝置す。調査事項は下記の項目に付觀測記錄した。

1. 燃焼着火調査

イ、燒夷彈燃焼狀況

ロ、物料着火狀況

2. 消防調査

イ、消防狀況

ロ、使用消防器材

3. 救護調査

イ、動物被害及救護狀況

4. 建物被害調査

イ、建物被害狀況

5. 氣象及煙霧調査

イ、氣象狀況

ロ、煙霧擴散狀況

6. 科學調査

7. 實驗寫眞

2. 燒夷彈燃焼狀況

第1.2.6.7の各回に付調査した。

火沫の最大飛散距離は油脂20缸は10m、50缸は8m、黄燐20缸は60m、50缸は70mである。黄燐火沫が多數に飛散する範圍は20缸は15m、50缸は

20m位である。

油脂50疋の時は弾體が約8m飛んだ。又黄燐50疋では弾體は約20m、大弾片が約150、小弾片が約200m飛んだ。

中心火焰は何れも直径5m、高10m前後である
その他詳細は省異する。

3. 物料着火状況

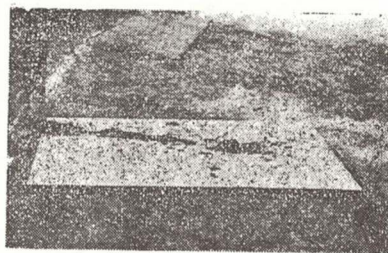
第1.2.6.7の各回に付弾から各種距離に布團、
疊、空俵、炭俵、新聞紙、ボール箱等は地上に置
き、襖、雨戸、硝子戸、衣類、厚1寸の板的等は
立てて置いた。

配置距離は何れも油脂弾の時は5m及10mの距
離黄燐弾の時は5.10.15.20.25.30mの各距離に置
いた。

第1回油脂20疋弾では5mの布團に火沫一個附
着しその部分のみ焦げたが焼失せず。各5mの空
俵、炭俵及新聞紙は附近の枯草より延焼して1部
を焼失した。又5mの硝子戸には油沫多數附着し
たが着火せず、硝子1枚破損落下、1枚は龜裂を
生じた。その他は異状無し。

第2回油脂50疋では5mの布團及疊は全表面黒
焦げとなり燻る。5mの空俵及炭俵は焼失す。5m
の襖は枠のみ残り紙は焼失。5m雨戸は下端の
炭俵より延焼し1尺角焼失。5mの衣類は焼失。
5mの硝子は1部破損。10mでは衣類に油沫附着
せるも燃焼せず、襖は表面紙に龜裂を生ず。その
他油沫附着無く被害も無い。

第6回黄燐20疋弾では布團は5mでは火沫多數
附着し全面黒焦げとなり、10m、15mでも相當數
附着しその部分のみ燃焼。30mでも1ヶ所附着し
焦げる。疊は10mで多數15m、20mで數ヶ所火沫
附着しその部分のみ黒變せるも燃焼せず。空俵は
5mで多數、10で數ヶ所附着せるも燃焼せず。炭
俵は5m10mは多數附着せるも1部燃えるのみで
黒變して残る。15m、20mでも數ヶ所附着し同様。
新聞紙は5mから30mのもの全部焼失。ボール箱
は5m、10m、15m共火沫附着せるも燃焼せず。
襖は10m、15m共多數附着せるも1部に燃え抜い
たのみで消える。雨戸は5m、10mは火沫多數附
着せるも着火せず。15m、20mも數ヶ所附着せる
も同様。硝子戸は10mで火沫多數附着し1部の框
棧を焦がし硝子2枚破損す。15m、20mでは多數及



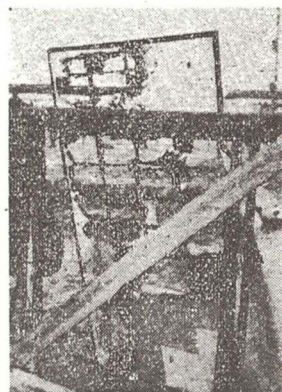
黄燐20疋、15米離れて襖に火沫の
附着状況

附着せる
も異状無
し。衣類
は5mで
多數附着
し1部焼
失し、そ
の後も徐
々に燃焼

す。10mでは火沫多數附着せるも燃焼せず。板的
は10mで多數附着せるも着火せず。

第7回黄燐50疋弾では着火燃焼状況は概ね20疋
弾に似て居るが被害範囲は更に廣範囲に及んで居
る。着火状況は省異する。唯爆風及彈片の被害状
況は5m及10mのボール箱は爆風で何れかに飛ん
でしまった。15mの襖は外枠は折れ紙が裂ける。

雨戸は彈片貫通し5
mで9ヶ所、10mで
3ヶ所、15mで4ヶ
所、20mで1ヶ所、
貫通して居る。硝子
戸は10mで硝子1枚
のみ残して他は破損
落下、15でも大半落
下し1部は破片貫通
孔あり。厚さ1寸の
松板的は10m及15m
にて、深さ約2cm、
巾1~6cmの彈痕各1
ヶ所あり、15mでは裏面にも龜裂を生ず。



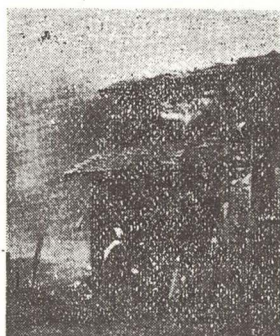
黄燐50疋により15米の襖
が燃焼しつつある現況

4. 消防状況

消防に當つた隣組員は各回共男5名女5名、外
に指揮者1名、計11名宛で大型焼夷彈の消火は始
めての人達である。服装は一般防護服装に男は鍍
付防火帽、女は防火頭巾をかぶり、眼鏡を持つて
居たが之は使用せず。

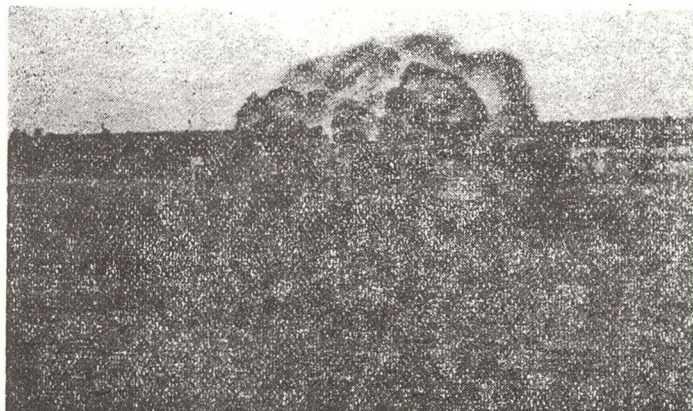
第3回20疋油脂彈、2號家屋北方2mの屋外の
時は爆發直後人口格子戸外方に倒れ窓硝子破壊し
屋内に火沫侵入し燃焼を始め又倒れた格子戸及窓
附近燒然し始め、5秒で消防員は待避壕より出動
し、15秒より火勢盛んとなり、30秒で注水開始、
最初のバケツ2.3杯の水で一舉に火勢制壓し爾後

はバケツ注水により残火を整理し、40秒で原點を砂で被覆し、1分後には完全に鎮火した。使用資材は主として2及3號家屋備品で水はバケツに50杯約1石5斗、砂はシャベルに8杯、バケツに12杯計約6斗である。



第4回1號家屋2階、油脂20珎彈爆に對する消火活動

第4回油脂20、珎1號家屋2階6帖間にて爆燃の時は、着火直後2階の天井墜落、屋根中央一部破壊、2階床中央部約1m²破壊、兩側面壁は外側に倒壊、妻壁一部脱落、2階裏の窓硝子戸は外に倒壊表窓硝子戸小破し油燃焼を開始し、4秒で2階屋内に火焰及黒煙充滿し消火員出動す。20秒で油脂並に落下せる天井及疊燃焼し火焰は東側妻に填出す。屋根及窓からも黒煙盛に填出。30秒屋内は火災となり物干及2階裏側軒裏に着火す。階下に漏落せる油により押入襖に着火す。此の時表側に梯子を掛け2階窓口よりバケツ注水を開始し、最初の56杯で火勢を制壓す。35秒より腕用ポンプによる注水を開始し、1人は2階裏側窓より進入し原點に珎1枚次で砂袋10個を投げ被覆す。1分後は鎮火の状態となり、ポンプ筒先員は屋内に入り残火整理し他の1人は鳶口で之を助く。2分後も小屋組及野地の一部燦る程度で、残火整理を續け3分迄には完全に鎮火す。焼失程度は屋根



50珎油脂彈爆燃の瞬間

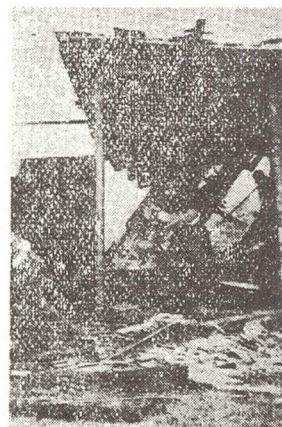
中央部1m²を焼失し、2階内部を焦がし概ね半焼程度である。使用器材はバケツ注水49杯で約1石5斗珎1枚、砂はシャベル2杯、約4升と砂袋10ヶ約1斗、鳶口1本、ポンプは使用時間2分47秒で約9斗放水、梯子2本、長棒1本であつた。

第5回油脂彈50珎、4號家屋6帖間點火の時は瞬間に建物は床の一部及表と裏の外壁の一部を残すのみで他は全壊し、倒壊物の爲に燃焼は緩慢で最初から残火整理の状態で、前回よりも容易に消火す。2分45秒で完全に鎮火し、焼失程度は倒壊物の下面及床板の一部を焦した程度である。詳細は省異す。

第8回及第9回の黄磷彈20珎及50珎を家屋より5mの屋外發火では何れも家屋外面に多數の黄磷附着せるも燃焼緩慢で火勢弱く、水及火叩にて容易に消火す。詳細は省略する。

第10回黄磷20珎、2號家屋6帖の間に

て着火の時は瞬時に全壊し、3號家屋も一部破壊せるも火沫の燃焼緩慢に30秒にても火災の相を呈せず。50秒で消火員出動し、1分17秒で燃焼漸く熾烈ならんとし特に裏側の倒壊家屋より盛んに火を吹きはじめ、此の時始めてバケツ注水を開始、2分で倒壊物下部の主火點に注水するも注水困難



第3回4號家屋、油脂50珎彈爆燃による家屋の破壊状況

なる爲、鳶口を併用して倒壊物を整理しつつ注水、3分で火勢を大半抑へ、4分後珎2枚を原點に被せ、6分30秒で完全に鎮火した。家屋倒壊せるも焼失程度は輕微である。使用資材は水はバケツに63杯、約1石9斗、珎2枚、砂はシャベルに2杯で約4升、鳶口2本であつた。

第11回は油脂50珎を一號家屋階下6帖の間で爆燃し、消火員の出動を1分後とした。直後に四周の構造にゆるみを生じ土壁一部落下し、油脂

盛んに燃焼し3秒で内部火の海となり23秒で裏側及東側より火焰盛んに噴出す。1分15秒で火勢最盛となり四周より火焰噴出し、此の時より5名にて東及裏側よりバケツ注水を開始し1分30秒迄にバケツ15杯の注水で火勢拡大を抑へ、腕用ポンプに依り高所に注水を始む。2分後には火勢殆ど衰へ野地板、小屋組數ヶ所で緩慢に燃焼、床下に流下せる油も燃焼せるも大事なく、之等の残火を整理し、3分で殆ど鎮火状態となり、4分で尙ポンプにより残火整理をなし、蔦口で1階天井を落し6分14秒で完全に鎮火す。

使用資材はバケツ注水112杯、約3石3斗6升、蔦口2本、ポンプ1臺使用4分48秒で約1石放水梯子2丁であつた。

各回を通じ水の使用量が比較的多いが、之は更に訓練された人が6人位でやれば、もつと少くても消火出来ると思はれる。然し状況によつては更に多量の水が要する場合も當然あり得るから、水の準備は出来るだけ多くすべきであらう。

5. 動物被害状況

之には家兎を使用し、第1及第2回實驗で原點から5m及10mの地上に第6及第7回實驗では10及20の地上に置き、第5及第10回實驗では屋内の簡易待避所に置き、その救出訓練をも併せ行つた。詳細は省略するが、各回共脈搏、呼吸數、體溫等を多少増して居るが大なる傷害はなく、多少火像を受け、或は意氣消沈し食欲減退せるものもあつたが3日目には全部普通状態となり、1匹も死亡しなかつた。唯第7回黃燐50坩で10m地上のものが火傷及小破片傷を受け瀕死に近く3日目にも元氣を恢復したつた。

6. 建物被害状況

各回の建物の被害状況に就て詳細を省き概況のみを述べれば次の様である。

第3回實驗では2及3號家屋前面の硝子障子及硝子戸はその場に轉倒し、硝子は大破し框は黒く焦げる。

第4回實驗では1號家屋2階では東及西の壁大部分倒壊、天井落下、屋根一部飛散大破す。柱表面は全面に亘り炭化、野地板、小屋組等半焦、建具飛散、机は半焼、他の家具類は原形を止めず。1階部分では天井たるみ、建具、疊の一部燃焼せ

るも他は被害輕微なり。

第5回實驗では4號家屋は瞬時に大部分倒壊す

第8回實驗では3號家屋前面建具、羽目板、板塀及1號家屋西側の羽目板に黃燐火沫附着せる程度にて被害輕微なり。

第9回實驗では1號家屋及塀等に多數燐黃火沫附着せるも燃焼に至らず。

第10回實驗では2號家屋爆發點附近は倒壊し、他は辛じて残る。天井は玄關、臺所は大破し他は全部脱落、屋根は大部分落下、東側壁は轉倒、3號との間壁も脱落、玄關臺所の仕切壁を残すのみ3號家屋の天井、母屋は片側脱落し釣り下る。屋根一束及小屋東殆ど飛散、建具は2、3號家屋共殆ど總て轉倒、小破又は火沫を受く。

7. 氣象及煙霧状況

風は實驗を通じ概ね北北西で毎秒3乃至4mであつたが、夕刻には1乃至2mとなつた。溫度は實驗開始時は9°位で以後次第に降り終了時は約3°であつた。溫度は大體50%から70%位であつた。氣壓は大體765.5から767.5mmの間を上下した。

煙は屋外では油脂は黒煙が高く昇り風下に流れ比較的早く消散するが、黃燐は極めて多量の白煙が始めから次第に擴散し風下へ帶狀に流れて風下2km以上に達した。屋内で建物倒壊しない時は最初煙が充満して直ちに原點を見付ける事困難であるが、數杯の水をかければやや衰へて消防活動困難とふ云程でない。消火員は何れもマスクを使用した。眼鏡は持つて居たが殆ど使はなつた。

8. 大型燒夷彈の効力

今日大型燒夷彈と云へば通常20坩級以上のものである。エレクトロン彈にも米國には22.5坩のものがあると云はれるが發火時間と侵徹力の關係で一般に大型は使はれない。従つて大型燒夷彈は主として黃燐及油脂彈である。

敵米英の持つて居るものでは22.5坩、25坩、50坩、112坩等があり、最近歐洲方面で使はれて居ると云ふ。又支那戰線でも米軍のものを押収して居る。従つる今後の我本土空襲にも之等大型燒夷彈が落される事を覺悟せねばならぬ。

之等大型燒夷彈の効力の概要は次表の様である。

種 別		20 珎 油 脂 弾	50 珎 油 脂 弾
貫 徹 力		鐵筋コンクリート造は屋根を貫き、木造2階建では1階床下に到達する率多し	同 左
燃 焼 状 況		焰の高さ5m、燃焼甜なのは最初の2分間でその後は急速に火勢衰へるが約10分間は原點附近で相當多量の油が燃える。火沫飛散範圍は約6m	20珎と略同様であるが更に廣範圍に火焰が廣がる。
火災の機會		火焰大きく瞬時に發火し落下後30秒乃至1分半で火災状態となる。	20珎と同様であるが火災となる機會が大である
爆 壓 威 力		半径約5m以内の硝子、障子、襖等を破壊する程度	20珎の場合より稍大きい
彈 片 威 力		数は僅少で、距離5mの下見板を貫通し得ない程度	20珎の場合より稍大きい
傷 害 効 力	開潤地	傷害限界距離4mで、10m附近では稀に油脂飛沫により軽い火傷を受ける程度	傷害限界距離5mで、10m附近では20珎の場合に同じ
	家屋内	發火室及襖、障子等をへだてた隣室の者は高熱火焰充滿により全身火傷を受けることあり	20珎の場合より稍大きい
煙		屋外では迅速に擴散するが、屋内では濃密な刺激性黒煙充滿し長屋では速に隣戸にも侵入して透視困難となり消防活動を妨害する。	

種 別		20 貳 黃 燐 彈	50 貳 黃 燐 彈
貫 徹 力		油脂彈に同じ	同 上
燃 焼 状 況		多數の燐片を飛散し屋外では半径60m以上に及ぶ、密度大きいのは10m以内である。小燐塊は數分で燃えつくすが原點附近では大きいものが40分位燃える	火沫飛散範圍は20貳よりはるかに大である
火災の機會		爆風により破壊を伴ひ、又多數の火點をつくり落下より40秒乃至1分半で火災状態となる	20貳と同形であるが更に火災の機會大である
爆 風 威 力		半径約20m以内の硝子戸、障子、襖等を破壊、半径7m以内下見板、雨戸を破壊する。普通家屋に命中すれば倒壊することあり	概ね20貳に同じであるが、普通木造家屋に命中すれば完全に倒壊する
彈 片 威 力		半径10mの下見板を貫く程度	半径20mの厚さ1寸松板を貫く程度
傷 害 効 力	開潤地	傷害限界距離6mで露出して居る者は全身火傷を受け即死する	20貳より更に威力大
	家屋内	發火室及襖障子等をへだてた隣室の者は火傷全身に及ぶことあり	概ね20貳と同様なるも更に威力大なり
煙		猛烈な白煙を出し家屋内では透視困難となり消防活動を妨害する。長屋では瞬時に隣戸にも侵入する。	

9. む す び

大型焼夷彈の消火要領に就ては既に一般に指導されて居るので省略することとする。

尙大阪に於ける實驗では實驗計畫に當られた關

係者の外に、各種調査に就ては大阪市の建築部、阪大理學部、國防化學協會及府の建築課、衛生課、警防課等の關係者の絶大な御協力に依り成つたものである事を附記して筆を擱く。

(筆者は 大阪府警察部警防課、地方技師)

防空空地及空地帯

吉田信武

昭和18年3月30日付内務省告示第181號を以て、防空法第五條ノ五第2項の規定に依り地區が指定された。防空法第五條ノ五第2項とは、「主務大臣ハ防空上空地ヲ設クル爲必要アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ノ建築ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得」と謂ふのであつて、所謂防空空地或は空地帯と稱せられてゐるのがこの地區に相當する。今回の指定は東京府及大阪府の2府のみに止められたが、機を見て漸次他府縣にも指定せられるものと相像せられる。

今、大阪府に於ける該當地の概要を列記すると次の如くである。種々の都合に依り誌上に詳細圖面を掲載することが出来ない故、詳しく承知され度い方は大阪府廳（建築課、警防課、都市計畫課）大阪市役所、所轄警察署等に備置きの関係圖面を縦覽せられ度い。

防空空地

大阪市旭區地内	9ヶ所	約23,300坪
同 東成區地内	20ヶ所	約37,400坪
同 東淀川區地内	9ヶ所	約22,200坪
同 北區地内	21ヶ所	約21,300坪
同 東淀川區北區各地内	1ヶ所	約 900坪
同 東區地内	7ヶ所	約 6,700坪
同 天王寺區地内	9ヶ所	約11,600坪
同 東區天王寺區各地内	1ヶ所	約 1,800坪
同 住吉區地内	42ヶ所	約81,300坪
同 西淀川區地内	21ヶ所	約76,800坪
同 東淀川區西淀川區各地内	3ヶ所	約35,000坪
同 此花區地内	6ヶ所	約21,500坪
同 浪速區地内	7ヶ所	約 8,500坪
同 西成區地内	35ヶ所	約79,400坪
同 住吉區西成區區各地内	1ヶ所	約 1,100坪
同 港區地内	19ヶ所	約90,000坪

同 大正區地内 11ヶ所 約96,000坪
計 222ヶ所 約614,800坪

備考 本區の名稱は3月30日現在に依る

空地帯

内環狀空地帯	城北空地帯	約 435,000坪
同	城東空地帯	約 681,000坪
同	平野空地帯	約 495,000坪
同	住吉空地帯	約 542,000坪
同	住江空地帯	約 185,000坪
小計		約12,338,000坪
放射空地帯	高井田空地帯	約 180,000坪
同	久寶寺空地帯	約 730,000坪
同	矢田空地帯	約 180,000坪
同	大和川空地帯	約 650,000坪
小計		約 1,740,000坪
外環狀空地帯	吹田空地帯	約 3,816,000坪
同	味生空地帯	約 1,386,000坪
同	河内空地帯	約 5,846,000坪
同	長吉空地帯	約 1,505,000坪
同	堺空地帯	約 6,997,000坪
小計		約19,550,000坪
計		約23,628,000坪
總計		約24,242,800坪

以上に見る如く、防空空地222ヶ所面積約60萬坪、内環狀空地帯約230萬坪、放射空地帯約170萬坪、外環狀空地帯約2360萬坪、總計約2400萬坪といふ相當膨大なる地積に上つてゐるのである。

扱、防空空地或は空地帯の効用如何にと謂ふにこの問題は既に數年或は夫以前に、地方計畫乃至都市計畫の立場から解決済みの事項に屬するので、茲に其の根本原理を詳細に記述する必要は更にない。唯近世既設大都市に對する恒久的防空措地法として考へられる、市街地の膨張抑制、建築物の疎開、密集地の區劃、重要施設の分散、一般

大阪在地帯圖

(味田)

(河津)

(城北)

(城東)

(吹田)

千代子

天満橋

大津

千鳥橋

松島

尾崎

高井田

本町

千鳥橋

尾崎

松島

を抑制する爲のものが空地帯であると考へて差支へない。

VI 38

する制限であるが、其の根據は防空法施行規則第四條に示されてゐる。即ち、

防空法第五條ノ第五項ノ規定ニ依リ内務大臣ノ指定スル地區内ニ於テハ建築物ハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ除クノ外之ヲ新築（改築及再築ヲ含ム）又ハ増築スルコトヲ得ズ

1. 農業、林業又ハ畜産業ヲ營ム者ノ業務又ハ居住ノ用途ニ供スル建築物
 2. 公園、運動場ノ類ノ施設ニ附隨スル建築物
 3. 防空上必要ナル施設ノ用途ニ供スル建築物
 4. 前各號ニ掲グルモノハ、外防空上空地ノ効用ヲ害スル處ナシト認メラル、建築物
- 前項各號ニ掲グル建築物ヲ新築又ハ増築セントスル者ハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ但シ地方長官ニ於テ別段ノ定ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

と、謳はれてゐるのであるが、實際の取締りに當つてこの規定のみを固執するわけには行かぬ。防空空地、内環狀空地帯、放射空地帯、外環狀空地帯と夫々多少性質の異つた地區のあることであるから、所謂内規として地方の實情とも脱合せ、地方廳に於て之等に對する適當な取締方針が決められてゐる筈である。内規は何處迄も内規である故其の全貌を明かにすることは出来ないが、建築物建築の立場から見て、防空空地に於て最も嚴、外環狀空地帯に於て最も緩と看做して差支へなからうし、又新築の場合許されない建築物も増築の場合は或程度迄許されるものと考へてよからう。

尙、大阪府に於ける防空空地或は空地帯に建築物を新築又は増築しようとする場合の許可申請手續であるが、それには次のやうな項目を明記した書類2通を建築位置所轄の警察署に提出すればよい。

- (1) 申請者の住所氏名及職業
- (2) 建築位置
- (3) 新築（改築、再築及用途の變更を含む）増築の別

(4) 建築物の主たる用途（用途の變更を爲さんとするときは従前の用途を、増築を爲さんとするときは其の部分の用途をも記載すること）

(5) 敷地面積、建築面積、各棟毎各階床面積並に建築面積の敷地面積に對する比、防空法施行規則施行後増築せる總床面積の地區指定の際現に存在せる總床面積に對する比

(6) 工場に在りては原動機の種類及馬力數

(7) 新築又は増築を必要とする事由

(8) 起工及竣工豫定期日

(9) 圖面（附近現況圖、配置圖、各階平面圖、其の他必要と認むる圖書）

而して、市街地建築物法令、工作物築造統制規則、府令建築取締規則又は防空法施行規則第一條若は第三條の適用を得たる建築物にあつては、その申請書類の所要事項を併せ具しておかねばならぬ。但し、大阪府に於ては、既存の建築物の用途を變更して防空法施行規則第四條第一項第一號及第二號に該當せる建物とする場合、又は、外環狀空地帯に於て同規則第四條第一項第一號に該當する建築物であつて床面積20平方メートル以下の新築又は増築（總床面積50平方メートル以下）をなさうとする場合には許可申請が不用となつてゐる。

以上に於て甚だ簡單ではあるが、防空空地及空地帯の區域、目的、方針、制限、許可申請手續等に就て一應の説明を終へた心算である。地上限なく建築物を以て充満せしめることが土地に對する最上の利用方法であるとの從來の觀念よりすればこれに該當する土地所有者にとつて甚だお氣の毒ではあるが、併し土地の利用法は之のみに限つたわけではない。市民の厚生施設、農作物の生産施設、其の他國土防禦に最も必要なる各種軍事施設等として活用することに依つて大いに途が開けるのではなからうか。高度國防國家建設の爲江湖の御援助を希ふ次第である。

（筆者は大阪府土木部都市計畫課警防課、
都市計畫地方委員會技師兼地方技師）



が ん で ん

山 口 正

1

鉦はがんと、太鼓はでんとなる。がんでんがんでんは鉦と太鼓のはやしであるが、ここではそのはやしに合して演ぜられる『壬生狂言』のことを指す。

壬生寺は京都でも人家の建てこんだところ、何々小路といった狭い街路に囲まれて、わりあひに広い敷地を持つてゐるが、あるか無きかの樹木と荒れさびれた小堂宇が広い境内をもてあましたように点在して奇妙な空虚感をただよはせてゐる。しかし、むき出しにされた白い土が、埃つばいうちから不思議な親しみを感じさせるのは一體どういふわけであらう。

流水緑苔深閑として白雲樹頂を縫ふ北郊の名寺や、春夏秋冬賽客跡をたたぬ東山の大寺とは、全く趣を變へ、よき遊場として附近の子供達のために開放されてゐる。この寺獨特のやり方には充分好感がもてる。

寺坊經營の専門家にいへば、おそらくは餘り賞めそうにない荒廢感が、民衆との親しみに因するだけに、俗に沈んで俗を脱し、却つて佛様らしさを思はせる。

壬生狂言は、この壬生寺で、毎年4月21日から30日まで演ぜられる。舞臺は能舞臺に似てゐるががつしりとした骨組のために翳が多く、田舎くさくて、如何にも洗練を経てゐない。やはり橋がかり様のところがあり、役者の出も引つこみも、能や狂言によく似てゐる。たゞ、著しく異つてゐるのは、低い手摺か橋がかりから舞臺にかけて背景をなし、そのつきるところに、鉦と太鼓がある點である。その手摺の向ふ側にも廊下があるらしく手摺には、鈴なりになつた子供が、文字通り舞臺裏から觀劇してゐる。であるから、可愛い子供達の顔と装で織りなした錦の幕を背景に、狂言は演ぜられるのである。子供達といへば、この興行の最大の顧客は、がんぜない子供達であつて、舞臺正面から右方の石塔の壇石にまで、ぎつしりと並んでゐる。そして、「おでん」「しるこ」の屋臺店までが共に觀劇してゐる風景は、正しく一幅の錦繪である。これに反し、大人共は、殺風景な鐵骨上家の下、新聞包みのハキモノを座右に、床板の堅さをうすべりで凌ぎながら觀る。

壬生寺は鑑眞和上開創の律宗別格本山であるが正安年中圓覺上人が衆生濟度のために始めた融通念佛が、多勢の人々にことばのとどかない事を憂へ、むしろ無言にしかずと身振り物真似の默劇を考案した。これが大念佛狂言、即ち、壬生狂言の起りである。

がんでん、がんでんに合して終始無言の所作ばかりであるから、觀客理解への道程は、なかなか複雑である。觀客が一般大衆である事、單なるスケッチ劇でなく、道理を吹きこむ目的をもつてゐる事などが、演劇効果の不徹底を許さない。即ち所作は、單なる無言劇としての表現負擔以上のものを負はされ、筋の運びは、それを助けて、完全

なる効果をもたらさなければならぬのであるから、もどし、くりかへしが多く、運びがくどくて今日の輕劇寸劇なら、アツといふまに、やつてしまひ得る程のものを、その十倍もの時間と手数をかけてやるのである。もし、圓覺上人の頃に、擴聲装置が發明されてゐたなら、おそらくこの壬生狂言は、もつと別の形式をとつてゐたであらう。今日大衆娛樂への大劇場主義や視覺の經濟を生命とする映畫における擴聲装置の性格や、内外に存在する他の無言劇との比較、所作ばかりの音楽映畫などと、かれこれ考へあはしてみるならば、興味つきぬものがあらう。

筆者は、在學當時、見學旅行で一度觀たことがあるが、血の氣と雜念にわざはひされて、壬生狂言のよさがわからず、じつとみてゐることにさへ苦痛を感じ、何故もつとカットして簡潔にしないのかと腹を立てた経験がある。で、物心ついた今日再見すれば、或ひは年齢相應の感興もあらうしまた文化人たる資格にも適ふであらう、と、去る24日花曇りのむし暑い午後の半時、その殺風景な鐵骨上家の下に坐つてみたのである。が、埃つぽさと退屈さとは、20年の昔と毫も變らず、こちらの心構も進んでゐないとみえて、第一番目の「炮烙割」がすむのを待ちかねて、とび出す事學生時分と全く同じであつた。歸りみちに、民家の奥庭などに咲きほこつてゐる白藤が妙にわびしく思へたのは、筆者の年齢にのみ、やはり變化のあつた證據で、既に生命を捨て古物として生きてゐる壬生狂言と、次第に枯れて行く生きてゐる人間としての筆者との相關的關係は、僅かに白藤によつて明かにされた。即ち、20年やそこいらの歳月で變化をみせる壬生狂言でないことは勿論、保存期に入つた古物は容易に變貌するものでなく、むしろ本來の眞生命を脱却せるが故に、形の上では却つて正確嚴密なる傳承がなされるものであることを了解した。春、京都の各所で催される遊女の舞の如きが、古いものを扱ひながらも、常に新しい題材を攝取するべく努めてゐるのは、やはり、本來の生命を持つて生きてゐるからであらう。

鎌倉末期以來のこの狂言が、今日行はれてゐるものと全く同じであつたか、或ひは少しづつ變改されつつ傳へられたかは、わからないけれども、

おそらく徳川期、まだ生命を持続した間は、少しづつでも時々に応じた形態上の變化があつたであらう。全く枯渇して、本來の目的を果さなくなり生命をも取りおとした今日、形式はむしろ固定して變化を示さなくなつたと考へる。たゞ、こうしたものを、明治・大正の人々が、その以前のままの形で傳へて來たことには敬服もし、不思議なことに感ずるのである。また、前記のような考察から、今日演つてゐるものは、おそらくは、徳川末期の形成のものであらう、と戯れに想像してみたが、どうであらう。

2

ところで、こういふ古物を現はすに、盛に、古典といふ語が用ひられてゐることについて、考へてみたい。室町時代の花、能樂が、古典と稱されるのであるから、一層古いこの壬生狂言などが、古典であつても不思議はないのであるが、廣く一般についてみるに、今日古典なる語は、餘りにも輕々しく用ひられすぎてゐる。實例をあげれば、文樂などは無論古典藝術であるし、火繩銃は古典的兵器といふことになり、あんどんやランプは照明の古典として認められるといふ風である。君のスタイルは古典向きだといへば、洋服が似合はないことであり、儀式ばつた手紙だから古典でたのむといはれたら、卷紙に筆でしたためねばならぬ。甚だしきにいたつては、古典的=ニュース映畫の再度上映などといふた例さへある。このところ古典は現代の流行兒で、活字がいくらあつても足りない程の忙しさである。殊に、古い文學の研究が流行しだしてからは、それが一層ひどくなり、古典といふ語に對する定義はさらにしまりがなくなつた。記紀、風土記など奈良以前のものを古典としてゐる書もあれば、更に古語拾遺、延喜式をも加へて、これが古典じやといふもあり、上代から平安、鎌倉、室町、江戸まで入れて、式亭三馬十返舎一九もろとも古典の中に抱括し、古典文學入門と銘うつた本さへ出た。但し、便利なことは便利な語である。筆者の如く、壬生狂言を古物などといふより、古典といつた方が意味は一層明瞭かもしれない。ただ、無反省に、古典の亂用をさけてみたのであるが、一體世間では、この語を用

ひる場合に、どういふ意味を含ませてゐるのであ
らうか。といふと、

まづ、『古いもの』『以前のもの』『そのうちで
も一寸はましなもの』『いつて後世に残す価値あ
るもの』更に、『現在及び未來に屬さぬもの』『過
去のもの』といふ程度であるらしい。

では、この語の本當の發生的な意味はどうであ
らうか、學者の説くところをきいてみよう。

岡崎義恵氏は、その著『美の傳統』において、
「古典といふ漢字は元來は古い典籍といふことで
あらう。典は書冊を臺の上に尊びおいた形である
から、書籍を敬つた意味があり、そこから後に法
則・規範といふ意味も生じたと思はれる。それで
古典といふ語には古い典籍といふ意味と古い規範
といふ意味とあるが、書籍を離れた古い規範とい
ふだけの意味には、今日殆ど用ゐられてゐないと思
ふ。」

と述べてゐる。

これで「古典」の本當の意味は一應明かになつ
たのであるが、この支那から來た日本語の用法に
は、西洋のクラシツクといふ語の持つ意味が反映
して相當複雑であることを見逃してはならない。
西洋のクラシツクが、ではどんな意味を持つてゐ
るかを調べてみると

Classic 「模範の」

「古ギリシヤ及ローマの」

「古ギリシヤ及ローマの書」

「經典」

Klassisch 「卓越せる」

「模範の」

「典型的」

「古典の」

「古ギリシヤ及ローマの」

Classique 「古典の」

などの語義があげられてゐる。もとよりこれらは
座右の小形辭書から拾つたのであるから、學術的
に正確とはいへないが、大體において西洋のクラ
シツクには「すぐれたるもの」といふ意味と「古
代の書」といふ意味があり、その古代は「古ギリ
シヤ及ローマ」を指すことが判斷される。

さきの岡崎氏のいふところと、この判斷とを較
べて、西洋のクラシツクなる語に古典なる譯語を
あてることの正しいことが了解されるであらう。

そして、クラシツクが「古ギリシヤ及ローマ」と
いふ歴史上の時代を指すものである以上、古典な
る語も、場合によつては同様に、「古ギリシヤ及
ローマ」を指す語として扱はるべきことを知つて
おかねばならない、西洋建築史において我々は、
ルネッサンスが古典藝術の復興であるといふ場合
の古典は主として古ギリシヤとローマ及びクリ
スト敎建築以前のものを意味するものとして了解
したのであるし、19世紀アメリカに起つた Classic
Revival 式でも、その Classic は古ギリシヤとロ
ーマの形式に重きをおいた。かく考へ來るとき、
古典をもつて、古ギリシヤとローマ、或ひは更に
ローマ以降の時代をさへ包含する語として扱つて
ゐることは容易に認められる。この古典への概念
を尙明かにするためには、例へば佐藤功一氏の西
洋建築史から「ギリシヤ建築は西洋建築史上、古
典建築の粹とも云ふべきもの……」といふ句章を
とり、氏が古典建築の範圍を古ギリシヤに限らず
少なり廣範圍に解釋してゐるのを参考とすること
も出来る。また、學會の建築術語集の「古典様式」
の項では「Classic Style, 古代ギリシヤ及ローマ
の様式」と説明し、パルテノンとコンスタンチヌ
スの凱旋門の寫眞を掲げてゐることから、古典が
「古ギリシヤ及ローマ」を指すことは、西洋建築
史家の總意ともみることが出来る。

ここにおいて、我々はまづ普通人として、

古典を古い書籍、古い規範

といふ意味に用ひ、次に建築史家としては、

古典を以つて、古ギリシヤ及ローマの建築
と解すればよいといふことになる。が、ここに一
つの異論が唱へられてゐる。即ち、瀧澤眞弓氏の
古典觀であつて、氏は、その「建築論」中に、

「ギリシヤ人がその内なる創造力（視覺）から
生み出したところのオーダーをローマ人は眼の前
に見てゐたが、とにかく手探りで模倣した。それ
だからこの兩者の建築を共に古典的の語をもつて
被ひ去る事は、原理的に正當でない」

と述べてゐる。この瀧澤氏の指摘は正に氏の史
觀の鋭さを示すものであつて、注目に値する。古
ギリシヤ及ローマを古典と稱することは（古典の
うちなるローマはギリシヤを模倣したもの）であ

るから本當のものとその模作とを併せて等しく古典とよぶことになる。その不合理を、瀧澤氏は指摘されたのである。これは古典といふ語に對する最も正確なる認識に出發したものであつて、凡庸なる解釋を既成の西洋建築史に加へてゐた人達には意外であつたかも知れない。

筆者は、ここに再び、岡崎氏の「美の傳統」から次の一節を引用して、讀者が瀧澤氏の説の正否を検討する具としよう。

「クラシックといふ語は、ローマの學者がギリシヤの大家を稱讃するために、ローマ市民の最高階級を表す語を借用したことから始まると傳へられ、元來最高の作家といふ意味を示すものであつたと思はれるが、その最高の作家と名指したものがギリシヤの作家であつたので、この語はギリシヤの作風を意味することにもなつた。そこでこの語は二つに分れて最高の作といふことと、ギリシヤ風の様式といふことと、二様の意味を持つことになつた」これで、古ギリシヤとローマとの間に存在したクラシックの語義は明瞭で、理論的な思维的の成果である瀧澤氏の説と、語の歴史的考察に基く岡崎氏の説とは完全に一致をみる。

かくあるからには、西洋建築史上の用語に關して古典なる時代を古ギリシヤに限ることが當然提唱されねばなるまい。自然、建築の規範といふ優位も古ギリシヤにのみ與へられることになり、古ギリシヤを以つて、西洋建築史上の一大卓越時代として遇すべきことも當然となるから、ローマ以降の建築に對しては自ら別の語を以つて時代觀念を表すことが適當であらう。

これで西洋建築史上の問題は片附いたが、残るところは日本建築史上における古典の落付場所決定の問題である。

本居宣長は

「神典」(カミノフミ)

「御典」(ミフミ)

「古典」(イニシエノミフミ)

(イニシエブミ)

などの語を用ひ、日本書紀にも

「不易之典」(ツネノノリ)

「古之良典」(イニシエノヨキノリ)

「恒典」(ツネノノリ)

「故典」(フルキノリ)

などの語があつて、古い典籍とか規範の意味に用ひられてゐるとのことが、前出岡崎氏の著書にみへてゐることを以つて考へても古典なる語の日本における獨特の時代觀念が存在することが想像されるのであつて、それに従つて日本建築史上の古典時代も決定さるべきであらう。

ただ、一般人が萬葉や源氏を古典と稱するようない氣輕な無反省な態度をまねて、法起寺や法輪寺或ひは孤達庵、妙喜庵を日本建築の古典といひならはしたり、能樂や壬生狂言をも古典と通稱するようなことは避けたいと考へるのである。

(筆者は 京都市營繕部第一技術課技師)

南方建築様式の確立

谷 口 正 久

近代戦としての性格と意義を以て、大東亞戦争が勃發し、短期日の間に英米蘭の積年の殖民的地域及び東亞侵略の據點から、その魔手を驅逐し、我が國を指導者とする東亞共榮圈の樹立を着々と完成しつつある態勢にあるのであるが、大東亞戦争が近代戦たる本質に於て、當然長期化總力戦化であり、資源戦争でもあると云ふ明白な特徴を具えてゐるのである。この事は戦争の一面に建設と云ふ事が相關的に遂行される事が約束されなければならない。即ち議會に於ける政府の南方開發方針の宣明等、此の事を明らかにするものであるが勿論昭和15年に決定した日滿支經濟建設要綱及び國土計畫設定要綱を、高度國防國家建設の精神の線に沿ひつつ、南方新地域まで擴大延伸する事は論を俟たない。然るに新たに加つた南方諸地域は今迄歐米諸國の搾取と壓迫のもとに呻吟し、大東亞戦争を楔機として、今やその桎梏から逃れ、我が國を中核とする東亞共榮圈の一翼を加擔する様になつたのであるが、理想的東亞自體の東亞を築く爲には、現在までの植民地性、後進性等を考慮

しつづ総合的且つ統一的な、經濟、文化等の速かなる建設の工作が行はなければならないのである。即ち大東亞戦争を楔機として、人口、労働問題が澎湃と起り、その最良且つ急速な解決を迫つてゐるのであるが、資源開發の問題に關して、吾が國の人口も相當南方に進出勇躍する事は豫想されなければならない。吾が國は滿洲事變、支那事變を通じて、高度國防國家建設の精神に則りつつ經濟、文化等の建設の爲め、相當な人口移住が行はれてゐる。特に滿洲國は、良き範例として、吾々に使喚を與へ、方向を示してくれてゐるので新しい南方諸地域の建設工作に無駄な勞力の消費を避け得ると思ふのである。然し吾々は自己の建築と云ふ職能領域より、此の建設工作の一端を擔ひ高度國防國家の建設に萬全の努力と蘊蓄を傾注して、自己の責任を果さなければならないが、南方諸地域の人情風俗の調査は勿論のこと、氣候風土材料等或は既成家屋の科學的研究が可及的速に行はれる事が必要である。元から私の偶感を二、三述べて見度いと思ふ。

× × ×

東亞共榮圈の一環としての南方地域は、廣大で大陸的地域もあれば島嶼として海洋上に點在してゐるものもあると云ふ、氣候風土の面からも各地域に相當な縣隔のあることは言を俟たない事實である。即ち地圖を繙けば首肯出来ることであるが將に吾が國の前に慍伏せんとする濠洲が亞熱帶圈は勿論溫帶圈の中にあると云ふ事に依つても、如何に膨大な地域的擴りがあるかと云ふことも、又それに依つて、唯單に南方と云ふ概括的言詞に依つては到底把握の出来ないものの存在することも認識出来ると思ふ。又各地域の雨期と乾期との交替期或は經續期間の如き或は雨量の多寡と云ふものも自然に相違してゐる。例へば地球上の北半球と南半球とは寒暖が相對的逆現象を示すので、冬期アジア大陸より吹き出す風は、地勢、或は海洋に影響されて、大體ヒリツピン、佛印、タイ、ビルマ等は乾期になり、山脈の關係上、ヒリツピンの北東部、佛印のトンキン、安南地方は相當な降雨をみると同時に、マレー半島の東側及び蘭印に於ては海洋に影響され、雨量もその極に達すると云ふ状態で、アジア大陸より吹き出す風が、各地域に依つて、その相貌を變ぜさせると云ふ一事を

以つてしても、南方の氣候風土と云ふ概念の一括さが非常に大きい危險を包含してゐると云ふことを教示するのである。

斯くの如く氣溫及び雨量等の自然的現象の差隔並びに多寡、その結果育成する自然的發生物も當然それに應じたところの結果を現し、其の土地に建つ建築物も、その制約下にあり、その範圍内で材料、構造と素朴の採用が行はれ或る程度建築の様式が決定され、現に見る南方各地の既成家屋としてあらはれてゐるのである。然し吾々は吾々が積年馴致した氣令風土から離れて、突然新しい土地のそれに順應出来る可能性のある體質であるか、又過去よりの傳統された生活様式を直ちに揚棄して、新しい環境の中に没入出来るか、もし出来ないとするればどの程度の生活様式の改變と、それに對應した建築様式を創造し、より良く吾が國家の發展の、そして東亞共榮圈の指導者としての優越的體質の保健と持久のために盡さなければならない。此等の事は滿洲國の建設に於て、辛酸をなめ將にその正常な姿に立還り、進むべき方向にその歩武を着々と進めてゐるとき、寒地と熱地、北半球と南半球と云ふ氣溫的地域的差違はあれども、その本質的なものは毫も異なるものでなく充分あるべき方向を示してくれてゐると思ふ。

× × ×

大東亞戦争の赫々たる戦果は英米蘭の東亞侵略史に終止符をうち被擄取民族を、その正常な位置まで引上げ、共榮的廣域經濟の確立と共に自然の寶庫たる南方地域に吾が民族が進出し高度國防國家の建設のために、且又、共榮圈の指導者として直接南方現地開拓に従事しなければならないが、その重大な前線の使命を完遂するためには、熱帯生活と日本人の身體的條件或はその影響に依る仕事の能率等現地醫學的労働科學的面よりの研究が綜合統一的に行はれ、それ等の結果と平行して、私的なものから公共的なものに到る全ゆる建築にその性質と目的に従つて合目的に解決し、建築が眞の建築としての役目を果す様に、吾々建築家は自己の職能より努力を傾注しなければならぬ。某博士談に「特別の外觀的差違はないけれども南洋で出生した日本人二世は體格が劣等である。然し、現在純農夫である者の二世は體格は優秀であるが、これは熱帯に於ける生活態度、とくに植民

地の自由と自然さがこの結果をもたらしたのであらう」又「出生率は決して悲くないが乳幼児の死亡率の高いことは注目すべきである」特に次の言葉は大きな暗示と共に、解決の方向を與へてゐると思ふ、即ち「能率の低下は、早晚経験するもので、仕事量、作様能力、思索の能力が阻害され、根氣減退、判斷力鈍く健忘症となる、然し各人の教育、職業、年齢、精神状態などによつて能率低下の程度に差異を生じ、怠惰な生活感情にある者には低下が大である、仕事の能率低下を最小限に止めるためには少しも早く、生活態度を改良し、郷に入つては郷に従ふことが必要である。能率の低下は、その大部分を疲労に負ふのであるから絶えず疲労から如何にして速かに恢復するかを考慮することが肝腎であり、其最も効果的な方法は睡眠である」以上の事は、パラオ、サイパンで醫學的心理學的方面より詳細な學術的調査を行つた結果であるとの事だが、他の地域に於ても近似的結果を示すものであると思ふ。斯くて南方開發に際しては、精神的肉體休養と保育をなす住居は勿論のこと、其の他の建築にも徹密な注意を拂つて明日への労働の培養につとめ、無益の消耗をさけてやらなければならぬ。又此の際住居等と關聯して生活態度の問題にまで積極的に参加し、指導することが必要であらう。

× × ×

世界史を劃するこの大東亞戦争は、英米蘭をその好餌とする殖民地領土より放逐し、日本を指導者として、東洋民族の興起と自存を約し、その確立を急いでゐる態勢にあるが、吾々は英米蘭が積年自己の限りなき慾望の充足と、勢力の維持の爲めに、全ゆる手段を動員して、彼等の牙城を築いて、東洋の殖民地に臨んでゐた事は事實であるが此の爲め、種々な方面に吾々の今後の施策にあつて、使喚に富むものがあることを認識して彼等の行跡の全面的盲目的放棄をすることなく、良く研討して、吾々の線に沿ひ得るものを、充分利用活動さすことに努めなくてはならぬ。特に建築の方面に於ては、權力的標示と保健的目的のために充分意を注いでゐた事は想像に難くないが、彼等が氣候風土の異なる土地に來て、身體的條件を顧慮し且つ獨特の生活態度を築きながら彼等の健康を保持し、満ち足りた生活感情にひたつてゐたに遠

ひないが、それ以上に吾が日本の挺身の南方開拓者のために障害から擁護し快適な生活感情を味ひ得るやうに整えてやる義務がある。然しその場合日本民族の特殊性、優秀性は英米蘭とは明確に區別されるべきであり、それを基底として、行ふことは勿論である。以上は大體英米蘭の南方に對する科學的成果を充分利用すると云ふことであるが同時に南方生來の諸民族が、彼等が生きんが爲め自然と闘ひ、自然から教へられたもの、慣習となり習性となつて、彼等の生活態度を決定し、永い間彼等の祖先から子孫へと傳へ、現在まで残つてゐるものを充分研究し、それは科學的研究と相關聯して尊重すべきものは尊重し、利用出来るものは利用しなければならない。この事は非常に重要な事でありながら、往々忘れ勝ちであり、その爲め過恨を後に残す事が多い。殊に今後南方の諸民族と共に新東亞の樹立に向ふこの期に、吾が國家は、この事に意を注いで、その衝に當るべきである。即ち文化度の低い民族程、彼等の間に傳えられた傳統と云ふものに對して非常に敏感であり、それを護るために、絶體者的な強烈な畏敬と服従を抱いてゐるものであるから、それを脅かす者、無視する者に對しては想像以上の反感と抵抗を行ふのである。郷に入れば郷に従ふと云ふ諺言は此の際眞に味ふべき言葉であるし、彼等と共に生きる事が必要であると思ふ。

× × ×

聞く處に依れば、各大學建築科教室に於いては教員學生が中核となつて、南方建築研究會が文部省の贍入りで創立され、着々とその成果を擧げられてゐるとの事で、巷間から、その計劃の時機に適したものと、大いに賛意を呈し、多大な期待を以て凝視してゐる。

大東亞戦争が國家總動員的なものである以上、全ゆることをその意義に於いて遂行しなければならぬ。即ちその成果は古い殻に踞踏することなく一般的且つ具體的に公表され、國家的意圖に沿ふ様に努めなければならない。即ち南方建築の建設に當つては國民一般と共に生きてゐると云ふ簡單な事實を常に想起し、特に吾々も又南方開拓者の現地の一員であることを現實的に感じつつあらゆる事の解決に當るべきである。以上

(ビルマ派遣龍6734部隊永末隊 檢閱済)

名譽の戦死者

會 員

陸軍大尉 河原啓太郎君



會員河原啓太郎君は大東亞戦争勃發するや勇躍出征南方〇〇に敵前上陸以來各地に奮戦赫々たる武勳を樹てられしが遂に大東亞の華と散る。洵に哀悼の至りに堪へず、茲に肖像と略歴を掲げ謹みて弔意を表す

1. 君は大正4年5月24日大阪市天王寺區伶人町に生る
 1. 昭和13年3月京都帝國大學工學部建築學科卒業
 1. 同 年4月大阪市政府役所營繕課に勤務
 1. 同 年5月本會に入會會員となる
 1. 同 年12月入營甲種幹部候補生に合格す
 1. 同15年7月工兵學校を卒業と同時に見習士官となり南支に出征す爾來各地に進撃遂に〇〇に於て名譽の戦死を遂げらる
 1. 君は資性温厚にして頭腦明晰然も5尺9寸の長軀者で軍官民各方面の尊敬を受け前途有爲の青年士官にして國家の爲めにも洵に惜しみても餘りある次第である。
- 本會よりは役員參邸靈前に香花料を供へ君の冥福を祈る

常 務 會 (第9回)

時 5月3日午後5時—5時40分
所 陳列場
出席者 理事 竹腰副會長
常務 藪中主記、小林主計
西澤主計、松久保主計、伊藤編輯、小林編輯

議 事

1. 内務省防空局長より建築の新體制確立に關し懇談會開催の件
2. 四會協定の工事請負規程全面的研究に關し委員會設置の件
3. 大阪府工業獎勵館より大阪科學技術館に對する出品物蒐集方依頼の件
4. 全國都市問題會議事務局より申越に係る會員種別變更の件
5. 會員鑑衡

報 告

1. 出征報告
- 常 務 會 (第10回)

時 5月17日午後5時—6時

所 陳列場

出席者 理事 片岡會長
松本副會長
監事 池田監事
常務 佐藤主記、中西主記
堀井主記、藪中主記
西澤主計、松久保主計、伊藤編輯、大下編輯、小林編輯、錦田編輯

議 事

1. 陳列場南側利用に關する件
2. 會誌印刷請負契約更新の件
3. 大阪府協和會より後援方依頼の件
4. 木材需給調整に關する建議の件
5. 會員鑑衡

報 告

1. 四月分會計報告
2. 合併問題経過報告
3. 出征、入營、除隊報告

五 月 例 會 (京都見學)

時 5月23日午前9時—午後2時30分

集合所 二條城正門前
見學先 二條城、神泉苑、小川邸
出席者 畔上眞治氏外53名

1. 午前9時30分一同集合の上京都幹事並に二條城案内者の東道により二の丸、本丸、城門、臺所等見學し11時30分同城を辭し程近き神泉苑を見學の上小川邸に至る。
1. 一同晝食後同家主人の同邸に關する説明を聴取後松井京都幹事長並に藪中主記常務より夫々挨拶あり夫れより數班に別れ順次同邸の見學を了し最後に茶室にて薄茶を喫し隨意解散す。
1. 當日は天氣晴朗且新緑の候加ふるに久方振の催とて参加者非常に多く見學先の都合により人員に制限ありし爲め多數の會員諸君に對し謝絕の已むなき狀況を呈し洵に遣

憾なりしことを茲に多謝す。

大阪倉務幹事會(第1回)

時 5月11日午後1時30分—3時30分
所 陳列場
出席者 本部 藪中幹事長、中西常任幹事

大阪 中野、三浦常任幹事

1. 大阪地方幹事入選に関する件
1. 毎月の計畫樹立に関する件

大阪倉務幹事會(第2回)

時 5月26日午後5時30分—7時30分
所 集會室
出席者 本部幹事長 藪中
常任幹事 中野
幹事 岩佐、景山、河津、小西、高橋、高松、中島、野中、星、増井、安田、山口

1. 本年度事業運営方法に関する件
- い、ろ二班に分割各班隔月に擔當計畫すること

構造防災委員會(第1回)

時 5月14日午後5時30分—7時30分
所 集會室
出席者 幹事 浅野、黒田、水原、委員 後出、安田

1. 研究題目=關スル件

木材統制に関する委員會(第5回)

時 5月15日午後4時—5時
所 陳列場
出席者 委員長 松本
委員 青山、池田、鳥野川人、長尾、山本

1. 建議原案に對し理事意見參酌の上一部修正決定

編輯幹事協議懇談會(第5回)

時 5月24日午後6時—8時
所 集會室
出席者 幹事長 小林

幹事 尾龜、中野、星、増井、宮崎、山口吉田

議事

1. 本年度下半期の雜誌編輯方針に關する件

編輯幹事會(第6回)

時 6月4日午後5時半—8時
所 集會室
出席者 幹事長 小林
常務 伊藤、大下
幹事 星、山口

議事

1. 編輯資料蒐集分擔協議の件

住宅委員會(第5回)

時 6月10日午後5時30分—8時
所 集會室
出席者 委員長 矢田
幹事 岡本
委員 中野、星、河合

議事

1. 都市共同住宅假裝敷地案に依る見學の件
1. 戰時組立住宅試作に関する件
1. 住宅讀本に関する件

會員動靜

入會

會員

久保春治君 京都市上京區下立賣通大宮西入浮田町619(建築設計業自營)
平野英治郎君 豐中市櫻塚本通1の40井阪殿方(大阪橋本組)

地方會員

今戸司郎君 京城府龍山區三坂通378(建築設計業自營)
藤塚賢一君 山口縣熊毛郡光町(吳海軍建築部)

宮脇正夫君 朝鮮大邱府幸町鐵道官舎28(釜山地方鐵道局建築區)

特別賛助員

野中 昊君 府下北河内郡枚方町茄子作3.025(産業經濟新聞社)
矢野政義君 西宮市今津浦町1(株式會社小松製作所)

普通賛助員

東 龜久生君 神戸市須磨區須磨浦通3松井幸太郎殿方
矢野和一君 京都市下京區正面通東洞院角
吉田允世君 廣島市寶町中央通331岩本晴見殿方

退會

會員

安藤善次郎君 小島正五君
明山正二君 石河晃太郎君
廣瀬誠司郎君

特別賛助員

大江種男君 義山英祐君
持田狂介君 楮長一君

普通賛助員

勝清一君 清水勝君
山本桂一君

轉居・轉勤

會員

浦外雄君 (勤務先) 尼ヶ崎南竹谷町1の30株式會社本柄谷組
大木喜義君 兵庫縣飾磨市惠美酒町109の1
的場 浩君 阿都野區晴明通1の83
高松平太郎君 西區立賣堀北通5の17大阪府瓦統制株式會社
景山正明君 兵庫縣武庫郡御影町

清風荘内
伊藤武文君 昭南市テロクロロー
ド398 鹿島班事務所
村島彰君 兵庫縣武庫郡住吉村
新兵衛新田930
小島正藏君 府下北河内郡寝屋川
町大字郡1275
飯塚守君 千葉縣安房郡和田町
眞浦和田常三郎殿方
田中四郎君 玉野市玉10玉野造船
所建設部管轄課
小笠原良次君 港區東田中町8の37
田藤勝利君 伊丹市北村字道際38
8
本出幸次郎君 京都市左京區一乗寺
杉の宮町15
岡本正次郎君 (勤務先) 大阪府内
政部金屬回收課
大井弘次郎君 豊能郡箕面村字牧落
388の1
村上徹一君 (事務所) 東區瓦町
1の23
山本千吉君 住友金屬工業株式會
社伸銅所
前田辰雄君 山口縣宇部市西區本
町2
小林弘君 兵庫縣武庫郡住吉村
堂本1811
中甚三郎君 マライ派遣岡1601部
隊
林重三君 東住吉區鷹合町95
山田秀雄君 靜岡市八千代町26
地方會員
齋藤四郎君 東京市四谷區若葉2
の9の6
西村隆君 奉天市大和區稻葉區
滿洲土木會社
飯田重二郎君 高知縣高岡郡佐川町
上郷
土井常三君 岩國市室木岩國保線
區
友田市三君 青島市貯水山路10號
香取彦一君 西區土佐堀2清水組
大阪支店
垂水馨君 奉天滿洲第693部隊

末澤週次君 京都市東山區新開前
中之町上田工務店內
谷川勝次郎君 東住吉區北田邊町
821
中村傳治君 東京市四谷區坂町17
の1
西村安彦君 兵庫縣武庫郡住吉村
字鴨子ヶ原1855の1
飯野藤吾君 大分縣下毛郡鶴居村
大字永添大林組中津
出張所
特別賛助員
平山文徹君 吹田市大字岸部東町
74
普通賛助員
津田豊治君 北區河内町1の7
廣良雄君 北區北扇町56進修寮
内
北條正一君 此花區西九條濱通32
幾田英男君 廣島縣豊田郡木ノ江
町240
大沼清君 新京關東軍司令部け
い7

占部茂君 旭區南島町768の11
大林弘殿方
松谷弘君 神戸市須磨區明神町
1の4 淺井源吉殿方
竹原秋夫君 神奈川縣川加瀬耕地
632 大同製鋼株式會
社川崎工場内鴻池組
作業所内
南欽三君 名古屋市昭和區田邊
町1の6 昭和莊内
尾田正智君 宮崎市下北方西新道
園師殿方
繁岡鎮君 東京市京橋區銀座西
7の6 池田忠治建築
事務所
辻本義男君 舞鶴市宇森宮瓦36
高本英一君 旭區江野町1 服部保
夫殿方
名譽賛助員
佐竹三吾君 阿倍野區阿倍野筋1
の1 關急天王寺營業
局總務課

建 築 と 社 會

第26輯 第6號

毎月1回1日發行 定價 1冊 50錢 (郵税2錢)
12冊 6圓 (ク 24錢)
昭和18年6月15日印刷 昭和18年6月20日發行

發行・編輯 戸 川 弘
印刷所 新日本印刷有限會社
大阪市北區朝日ビル日本建築協會内
大阪市北區南錦町46番地
發行所 日本建築協會
大阪市北區中之島3ノ3朝日ビル
電話長北濱(23)4501番(9)
振替口座大阪 39975番
日本出版文化協會會員番號222043
配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二丁目九番地

禁 轉 載

本號に掲載せるものは一切これを無断にて
轉載し又は單行本に上梓その他の複製行爲
をなすことを禁ず。

●第二六集 第六号 掲載広告一覧（掲載順）

竹原文泉社

日本竹筋工業所

米本栄商店

ライトラバー商会

日本陶織

織本建築設計計算事務所

矢橋大理石商店

南満建材工業所

建築金物商会

平松釣戸車製造所

協和製作所

大阪窯業セメント

大阪伊丹商店

大西商店

萩工業

東洋リノリューム

東亜化工

マルケイ建築材料

光握制正社